

業務の概要及び実績

I 総務課

総務課は、東北厚生局の総務、人事給与、経理、福利厚生のほか、東北厚生局が保有する行政文書の情報開示、保有個人情報の開示、国有財産の管理等に関する業務を行っています。

1 行政文書開示請求業務

(1) 概要

国の行政機関が保有する情報の公開（開示）請求手続きを定めた「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（情報公開法）に基づき、開示請求に係る業務を行っています。

(2) 実績（平成 26 年度～平成 30 年度）

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
開示請求件数	561	344	365	278	311
開示件数	545	320	365	280	305

※ 各年度の開示請求件数及び開示件数は、当該年度に受け付けた件数及び開示決定した件数

2 保有個人情報開示請求業務

(1) 概要

行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めた「行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律」（行政機関個人情報保護法）に基づき、開示請求に係る業務を行っています。

(2) 実績（平成 26 年度～平成 30 年度）

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
開示請求件数	0	0	1	5	11
開示件数	0	0	1	5	11

※ 各年度の開示請求件数及び開示件数は、当該年度に受け付けた件数及び開示決定した件数

3 国有財産（年金特別会計）の管理、営繕、売却

(1) 概要

- ・ 平成 22 年 1 月 1 日、社会保険庁廃止に伴い、それまで社会保険庁が所管していた年金特別会計所属の国有財産のうち、日本年金機構へ出資しなかった国有財産について、地方厚生局が管理することになりました。
- ・ この国有財産の取扱いについては、地方厚生局長が、国有財産部局長として、財産を適切に維持管理し、売却の手続きを行うこととされております。
- ・ 東北厚生局では、平成 22 年 1 月 1 日、38 物件を引継ぎ管理、営繕、売却手続き等を行うこととなりました。
- ・ 厚生労働省本省に設置された「遊休資産売却に関する省内プロジェクトチーム（平成 22 年 9 月 7 日設置）」において、「昨今の厳しい財政状況の中、省内事業仕分け等により無駄の削減や不要不急な事務事業の見直しを行っているが、こうした中で、厚生労働省が保有する国有財産のうち、売却可能なものについては、極力売却することにより収入の確保を図る」こととされ、売却に向けた業務の推進が求められており、現在 8 物件の管理を行っています。

(2) 業務内容

①国有財産の管理

1) 国有財産総合情報管理システムの運用

- ・ 価格改定作業
- ・ 毎会計年度間における国有財産増減、毎会計年度現在における現在額報告書の作成等
- ・ 国有財産の情報公開（一件別情報）

2) 財産の維持管理

- ・ 防犯、看板の設置
- ・ 環境衛生、雑草駆除
- ・ 境界画定及び測量

3) 国有財産の貸付

- ・ 有償貸付、無償貸付

②国有財産の処分

1) 売り払い

- ・ 行政財産の用途廃止手続き
- ・ 不動産鑑定評価
- ・ 公用、公共用取得要望の有無の確認
- ・ 売払いに係る厚生労働大臣承認申請手続き
- ・ 財務省東北財務局への売払処分依頼

2) 解体撤去

(3) 実績 (平成 26 年度～平成 30 年度)

項目		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
管理物件数						
	①年度当初 (物件)	21	14	12	11	9
	②年度末 (物件)	14	12	11	9	8
	(増減②-①)	△ 7	△ 2	△ 1	△ 2	△ 1
売払処分等に係る実績 (増減理由)	一般競争入札の実施					
	①実施回数	1	1	1	1	1
	②対象物件	2	4	7	6	1
	③落札物件	1	0	1	0	0
	先着順売却の実施					
	①実施回数			1	1	1
	②対象物件			6	6	1
	③申込物件			0	1	0
	財務局による売払処分 (物件) (平成24年度より開始)	6	1	0	1	1
	公共随意契約による 地方公共団体への売 払処分 (物件)	0	1	0	0	0
建物解体撤去による 管理終了 (物件)	0	0	0	0	0	
業務の その他 関連 実績	貸付 (※1)					
	①有償貸付 (物件)	2	2	2	2	2
	②無償貸付 (物件)	1	1	1	1	1

※1 ①は電柱または支線設置に係る貸付。②は市道としての貸付。

II 企画調整課

企画調整課は、東北厚生局の所掌事務に関する総合的な企画立案及び政策の実施に関する総合調整、東北地方社会保険医療協議会の庶務、東日本大震災により被災した市町村の復興支援に関すること等の業務を行っています。

1 総合的な企画立案及び政策の実施に関する総合調整

(1) 事業計画の策定及び進捗管理

東北厚生局における、各課、各県事務所は毎年度、事業毎に計画を立て、それを実行し、結果を評価し、問題点があれば改善できるよう事業計画を策定しています。策定した計画の進捗状況、評価及び改善点を明確にするため、年3回の幹部によるヒアリングを行うなど、事業計画に関する業務を行います。

- ・ヒアリング実施日程

	実施日程
期首	平成30年3月19日、20日、26日
中間	平成30年9月11日、25日、10月1日、10日
期末	平成31年2月18日、19日、20日

(2) 「国民の皆様の声」の集計業務

東北厚生局に寄せられた「国民の皆様の声」については、毎月、案件ごとに集計し、厚生労働省の担当部局に報告しています。

- ・「国民の皆様の声」報告件数

	案件内訳
平成30年度報告件数：19件	保 険 局：15件
	年 金 局：3件
	医 政 局：1件

(3) 広報業務

①東北厚生局ホームページの運用管理

東北厚生局ホームページの運用を総括するとともに、ホームページの作成から公開まで管理することができるコンテンツマネジメントシステム（CMS）の運用管理を行っています。

②東北厚生局の業務に関する広報

東北厚生局ホームページにおいて、国民の皆様の視点に立ち、フォトレポート等を活用して、東北厚生局の業務について周知しています。

- ・平成30年度フォトレポート掲載実績

掲載日	所管課	タイトル
平成 30 年 4 月 11 日	企画調整課	加藤厚生労働大臣が福島県ふたば医療センター附属病院開院式に出席されました。
平成 30 年 4 月 23 日	企画調整課	平成 30 年 4 月 9 日に高木厚生労働副大臣が東日本大震災からの復興状況を視察されました。
平成 30 年 5 月 10 日	年金審査課	東北地方年金記録訂正審議会（第 4 回総会）が開催されました。
平成 30 年 5 月 18 日	年金管理課	「学生納付特例事務法人指定通知書交付式 in 東北学院大学」を開催しました。
平成 30 年 6 月 29 日	年金管理課	「国民年金事務費交付金等決算事務説明会」を開催しました。
平成 30 年 7 月 17 日	地域包括ケア 推進課	「在宅医療・介護連携推進事業の取り組みに係る市町村セミナー」を開催しました。
平成 30 年 8 月 9 日	麻薬取締部	平成 30 年度 自生大麻・けし除去業務
平成 30 年 8 月 29 日	指導監査課	保険薬局の「更新時集団指導」を実施しました。
平成 30 年 10 月 15 日	企画調整課	第 32 回東北地方社会保険医療協議会が開催されました。
平成 30 年 10 月 23 日	麻薬取締部	在日米軍三沢基地と塩野義製薬工場の視察を行いました。
平成 30 年 11 月 16 日	麻薬取締部	平成 30 年度北海道・東北地区麻薬・覚醒剤乱用防止運動青森大会を開催しました。
平成 30 年 11 月 20 日	麻薬取締部	平成 30 年度薬物乱用防止功労者表彰式が執り行われました。
平成 30 年 11 月 26 日	年金管理課	平成 30 年度年金委員及び健康保険委員功労者の厚生労働大臣表彰伝達式が行われました。
平成 30 年 12 月 5 日	年金管理課	第 10 回山形県年金ポスターコンクール受賞作品の表彰が行われました。
平成 30 年 12 月 25 日	医事課	平成 30 年度医療安全セミナー・ワークショップを開催しました。
平成 30 年 12 月 25 日	医事課	看護師の特定行為研修説明会を開催しました。
平成 30 年 12 月 27 日	食品衛生課	平成 30 年度 HACCP 指導者養成研修会（北海道・東北ブロック）が開催されました。
平成 31 年 3 月 1 日	医事課	平成 30 年度東北ブロック感染症危機管理会議を開催しました。
平成 31 年	健康福祉課	所管養成施設等説明会を開催しました。

3月12日		
平成31年 3月15日	総務課	「東北 OPEN ゼミ」を開催しました。
平成31年 3月26日	地域包括ケア 推進課	「平成30年度第3回市町村セミナー（地域共生社会）」を開催しました。

計 21 回掲載

③事業年報の編集

平成30年度における東北厚生局の業務概要を取りまとめ、事業年報として東北厚生局ホームページに掲載しました。

(4) テーマ別職員研修等の企画及び実施

東北厚生局の職員を対象に、所管行政に関する制度や施策、現場の状況を十分に理解し、業務を適切に遂行できる人材を育成するため、各種研修を企画し、実施しました。

・平成30年度テーマ別職員研修実施状況

日付	タイトル
平成30年4月23日	東北厚生局業務別オリエンテーション
平成30年5月21日	交通安全研修
平成30年5月29日	東日本大震災における被災支援活動等に関する講話
平成30年6月12日	次期省内 LAN 動画研修
平成30年6月18日	精神・発達障害者しごとサポーター養成講座
平成30年6月19日	CMS 更改に係る動画研修
平成30年8月29日	業務研修（薬物乱用防止）
平成30年9月10日	災害時対応研修
平成30年9月14日	業務研修（食品衛生）
平成30年10月22日	法令遵守（コンプライアンス）及び個人情報管理研修
平成30年10月29日	業務研修（医療事務）
平成30年11月2日	業務研修（公的年金制度の概要）

平成30年12月3日、 7日、11日	国家公務員倫理研修
平成30年12月14日	業務研修（地域包括ケアシステム）
平成31年1月25日	服務研修
平成31年1月28日	ハラスメント防止研修
平成31年2月22日	メンタルタフネス研修
平成31年3月12日	まち・ひと・しごと創生事業に関する職員研修
平成31年3月19日	不当要求に関するDVD研修

2 東北地方社会保険医療協議会の庶務

(1) 概要

東北地方社会保険医療協議会は、社会保険医療協議会法第1条第2項に基づき東北厚生局に設置された機関です。委員20名で構成され、主に保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消について審議しています。企画調整課は事務局として、会議の運営に係る庶務を行っています。

(2) 実績

①協議会

平成30年度において、以下の通り2回開催いたしました。

- ・平成30年度東北社会保険医療協議会開催実績

開催日	議題
平成30年7月6日	1. 部会に属すべき委員及び臨時委員の指名について 2. 保険医の登録の取消について 3. 元保険医療機関の指定の取消相当について
平成30年10月12日	1. 東北地方社会保険医療協議会会長の選任について 2. 部会に属すべき委員及び臨時委員の指名について

②委員等の改選について

平成30年10月の任期満了に伴う改選を行い、東北地方社会保険医療協議会委員8名、臨時委員15名について委嘱状を交付しました。その他、任期途中での交代により、2名の委員及び1名の臨時委員について、新たに委嘱状を交付しました。

3 東日本大震災に係る復興支援

(1) 復興支援室について

復興支援室は、東日本大震災被災市町村の復興を支援するため、平成24年1月、企画調整課内に設置され、主に以下の業務を行っています。

- ① 被災市町村の状況、課題等の把握及び厚生労働省等への報告、連絡調整等。
- ② 福島県相双地域等における福祉サービス等の確保のための、課題等を把握し、厚生労働省等へ報告。
- ③ 復興庁宮城復興局が主催する宮城復興局員連絡会合への参加。
- ④ 本省幹部職員等の被災地視察時における関係機関等との連絡調整等。

(2) 東北厚生局復興支援本部について

東日本大震災被災地を幅広く支援するために、平成24年5月、東北厚生局内に東北厚生局復興支援本部が設置されました。復興支援本部では、各本部員が復興支援に関する活動を行っており、活動の報告等について、復興支援本部内で情報共有を図るための報告会を開催しています。また、復興支援本部報告会で報告された情報は厚生労働本省にも報告しています。

- ・平成30年度東日本大震災に係る東北厚生局復興支援本部の活動の主な概要（訪問先別件数）

訪問先	件数
自治体（県・市町村等）	10件
医療機関	5件
福祉関係施設	3件
心のケア関係	16件
その他被災地・施設等	28件

Ⅲ 年金管理課

年金管理課は、日本年金機構に対する各種認可に関する業務（滞納処分等、徴収・収納職員、厚生年金保険料等の納付の猶予、立入検査等）、社会保険労務士に関する業務（社会保険諸法令に関するもの）、年金委員の委嘱・解嘱及び大臣表彰に関する業務、市町村に交付する国民年金等事務費交付金に係る審査業務、学生納付特例事務法人の指定等に関する業務、保険料納付確認団体の指定等に関する業務を担当しています。

1 日本年金機構が行う滞納処分等の認可

(1) 概要

日本年金機構が滞納処分や財産調査を行う場合は、厚生年金保険法等により、事前に厚生労働大臣の認可を受けなければならないと定められています（認可の権限は、厚生労働省令により地方厚生局長に委任）。

このため東北厚生局では、日本年金機構本部または各年金事務所から提出される滞納処分等の認可申請について、認可処理要領（平成 26 年 6 月 16 日付け厚生労働省大臣官房年金管理審議官通知「日本年金機構が行う滞納処分等の認可処理要領の改正について」）に基づき、内容を審査し認可を実施しています。

(2) 根拠法令

- ① 厚生年金保険法第 100 条の 6 第 1 項、第 100 条の 9 第 1 項
- ② 健康保険法第 204 条の 3 第 1 項、第 205 条第 1 項
- ③ 国民年金法第 109 条の 6 第 1 項、第 109 条の 9 第 1 項
- ④ 船員保険法第 153 条の 3 第 1 項、第 153 条の 7 第 1 項
- ⑤ 子ども・子育て支援法施行令第 30 条第 1 項
- ⑥ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第 32 条の 3 第 1 項、第 32 条の 6 第 1 項
- ⑦ 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 18 条第 1 項、第 20 条第 1 項

(3) 実績

平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月までの認可申請状況（詳細は参考資料(1)参照）

区 分	申請件数 (注2)	認可件数 (注2)
厚生年金保険 (注1)	109,851 件	109,851 件
国 民 年 金	3,506 件	3,506 件
計	113,357 件	113,357 件

(注1) 厚生年金保険は船員保険及び基金分を含む。

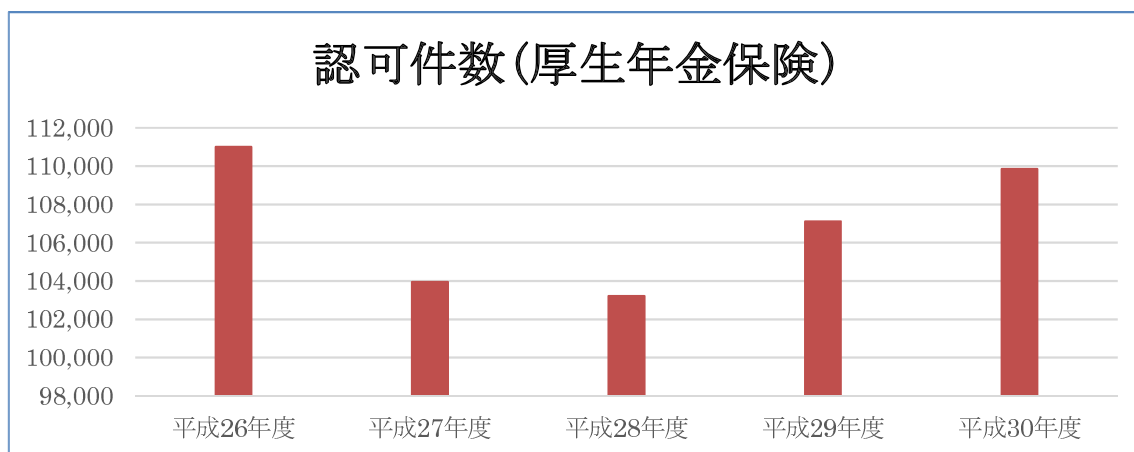
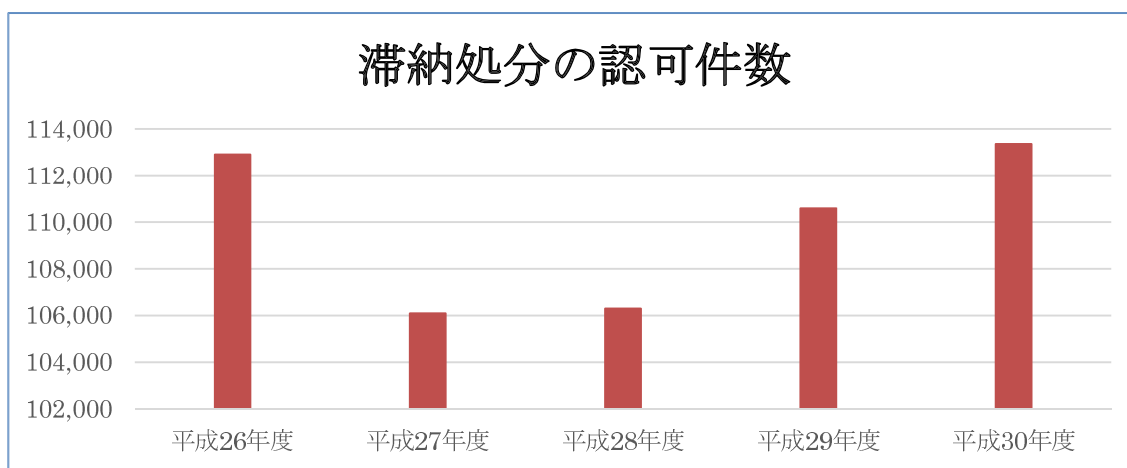
(注2) 申請件数及び認可件数は、厚生年金保険については事業所数、国民年金については被保険者数を記載。

平成 26 年度から平成 30 年度までの認可状況

区 分	厚生年金保険 (注 1)		国 民 年 金	
	申請件数 (注 2)	認可件数 (注 2)	申請件数 (注 2)	認可件数 (注 2)
平成 26 年度	110,997 件	110,997 件	1,906 件	1,906 件
平成 27 年度	103,957 件	103,957 件	2,135 件	2,135 件
平成 28 年度	103,210 件	103,210 件	3,097 件	3,097 件
平成 29 年度	107,109 件	107,109 件	3,487 件	3,487 件
平成 30 年度	109,851 件	109,851 件	3,506 件	3,506 件

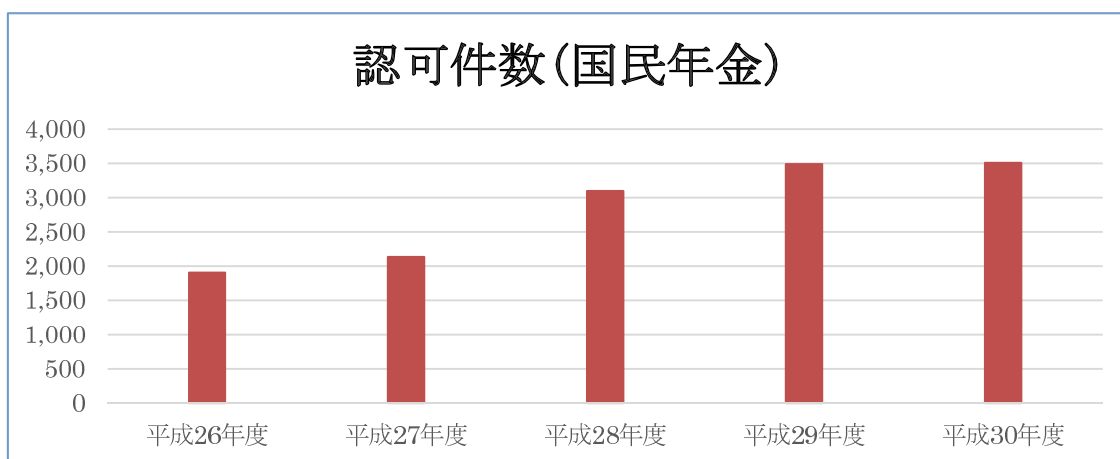
(注 1) 厚生年金保険は船員保険及び基金分を含む。

(注 2) 申請件数及び認可件数は、厚生年金保険については事業所数、国民年金については被保険者数を記載。



(注) 厚生年金保険は船員保険を含む。

(注) 認可件数については事業所数を記載。



(注) 国民年金については被保険者数を記載。

2 日本年金機構が行った滞納処分等の実施結果報告

(1) 概要

日本年金機構が滞納処分等を実施した場合は、地方厚生局に対し、その実施結果を報告しなければならないと定められています。このため、東北厚生局では日本年金機構本部から滞納処分等の実施結果を実施月の翌月末までに報告を受け、滞納処分等を執行した事案は認可を受けたものか、認可前の滞納処分等を実施していないか等を確認しています。

(2) 根拠法令

- ① 厚生年金保険法第100条の6
- ② 国民年金保険法第109条の6
- ③ 健康保険法第204条の3
- ④ 船員保険法第153条の3
- ⑤ 厚生年金保険法施行規則第106条
- ⑥ 国民年金法施行規則第111条
- ⑦ 健康保険法施行規則第158条の15
- ⑧ 船員保険法施行規則第203条

(3) 実績

滞納処分等の実施結果（詳細は参考資料(2)参照）

平成30年4月から平成31年3月までの実施件数

区分	実施件数 (注2)
厚生年金保険 (注1)	7,819件
国民年金	2,773件
計	10,592件

(注1) 厚生年金保険は船員保険を含む。

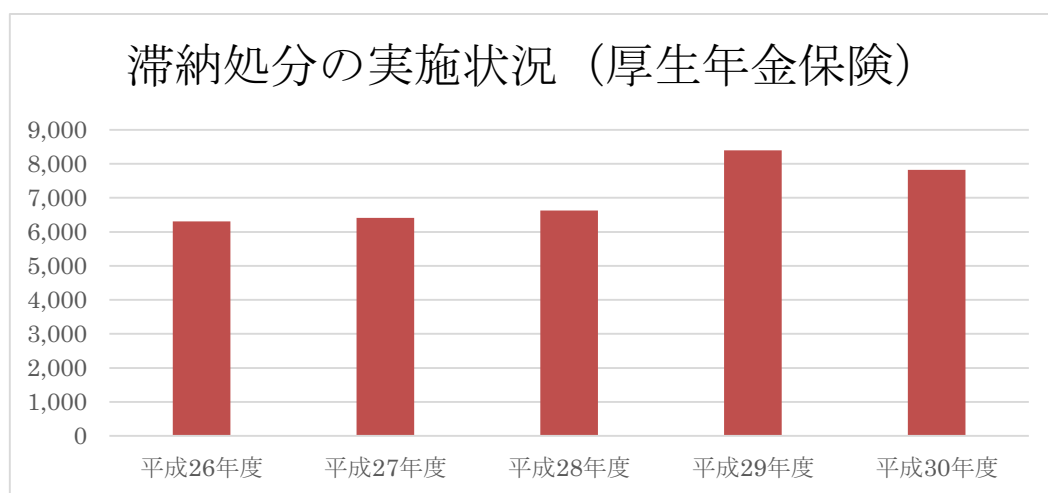
(注2) 実施件数は、厚生年金保険については事業所数、国民年金については被保険者数を記載。

平成 26 年度実施分から平成 30 年度実施分までの実施状況

報告分	実施件数 (注2)	
	厚生年金保険 (注1)	国民年金
平成 26 年度	6,311 件	1,405 件
平成 27 年度	6,412 件	958 件
平成 28 年度	6,630 件	1,988 件
平成 29 年度	8,402 件	2,758 件
平成 30 年度	7,819 件	2,773 件

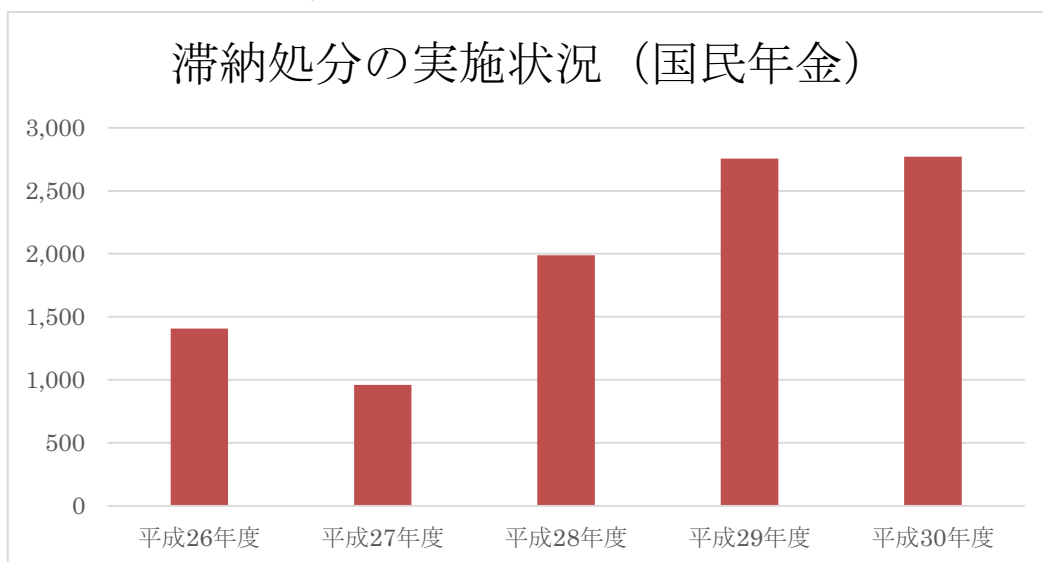
(注1) 厚生年金保険は船員保険を含む。

(注2) 実施件数は、厚生年金保険については事業所数、国民年金については被保険者数を記載。



(注) 厚生年金保険は船員保険を含む。

(注) 認可件数については事業所数を記載。



(注) 国民年金については被保険者数を記載。

3 日本年金機構の徴収職員・収納職員の認可

(1) 概要

日本年金機構が行う滞納処分等は、日本年金機構の「徴収職員」が行うこととされ、また、収納事務は、日本年金機構の「収納職員」が行うことと定められています。

これら「徴収職員」及び「収納職員」については、日本年金機構理事長が任命することになりますが、その任命に当たっては、厚生労働大臣の認可を受けなければならないと定められています（認可の権限は、厚生労働省令により地方厚生局長に委任）。

このため東北厚生局では、日本年金機構本部から提出される「徴収職員」及び「収納職員」の認可申請について、認可処理要領（平成24年3月23日付厚生労働省大臣官房年金管理審議官通知「徴収職員・収納職員に係る認可処理要領の改正について」）に基づき内容を審査し認可業務を実施しています。

(2) 根拠法令

- ① 厚生年金保険法第100条の6第2項、第100条の9第1項、第100条の11第2項
- ② 国民年金法第109条の6第2項、第109条の9第1項、第109条の11第2項
- ③ 健康保険法第204条の3第2項、第204条の6第2項、第205条第1項
- ④ 船員保険法第153条の3第2項、第153条の6第2項、第153条の7第1項
- ⑤ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第32条の3第2項、第32条の8第2項、第32条の6第1項
- ⑥ 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第18条第2項、第20条第1項、第22条第2項
- ⑦ 子ども・子育て支援法施行令第30条第1項

(3) 実績

平成30年4月から平成31年3月までの認可状況

区分	申請件数	認可件数
徴収職員（注1）	82件	82件
収納職員（注2）	74件	74件

（注1）徴収職員は、滞納処分を行うことができる者。

（注2）収納職員は、収納事務を行うことができる者。

平成26年度から平成30年度までの認可状況

区分	徴収職員		収納職員	
	申請人数	認可人数	申請人数	認可人数
平成26年度	91人	91人	85人	85人
平成27年度	112人	112人	103人	103人
平成28年度	96人	96人	88人	88人
平成29年度	82人	82人	77人	77人
平成30年度	82人	82人	74人	74人

4 厚生年金保険料等の納付の猶予

(1) 概要

厚生年金保険法等において準用する国税通則法第46条に定める規定により、保険料の納付が困難な場合には、一定の要件に該当した上で事業主が申請することにより納付を猶予することができます。

国税通則法に定める猶予は次の3種類であり、それぞれ1年以内の範囲で納付の猶予を許可するものです。

1. 事業主が災害によりその財産につき相当な損失を受けた場合において認められる納付の猶予（国税通則法第46条第1項）
2. 事業主が災害もしくは病気にかかり、または事業の廃止等の事実がある場合において納付すべき保険料を一時に納付できないときに認められる納付の猶予（国税通則法第46条第2項）
3. 事業主が届出を遅延した場合において、その一定の保険料を一時に納付することができない理由があるときに認められる納付の猶予（国税通則法第46条第3項）

納付の猶予申請および許可等の通知は日本年金機構を經由して行われます。東北厚生局では、厚生年金保険料等の納付の猶予取扱要領（平成27年3月25日付厚生労働省大臣官房年金管理審議官通知「厚生年金保険料等の納付の猶予取扱要領等について」）に基づき内容を審査し許可業務を実施しています。

(2) 根拠法令

- ① 厚生年金保険法第89条、第100条の9第1項
- ② 健康保険法第183条、第205条第1項
- ③ 船員保険法第137条、第153条の7第1項
- ④ 子ども・子育て支援法第71条第1項
- ⑤ 国税通則法第46条第1項・第2項・第3項

(3) 実績

平成30年4月～平成31年3月の許可等状況

猶予の種類	申請件数	許可件数	不許可件数	合計
災害による納付の猶予	0件	0件	0件	0件
通常の納付の猶予	0件	0件	0件	0件
届出が遅延したことによる納付の猶予	0件	0件	0件	0件

(注) 厚生年金保険料等の納付の猶予は、平成24年11月に厚生労働省年金局より地方厚生(支)局へ移管された業務である。
なお、東北厚生局における平成24年11月～平成30年3月の申請件数は合計25件で、その内、許可17件、不許可8件となっている。

5 日本年金機構が行う立入検査等の実施及び受給権者等調査に係る認可

(1) 概要

日本年金機構が事業所等に対して立入検査等を行うにあたっては、事前に厚生労働大臣の認可を受けなければならないと定められています（認可の権限は、厚生労働省令により地方厚生

局長に委任)。

このため東北厚生局では、日本年金機構東北地域部から提出される厚生年金保険の未適用事業所及び適用事業所に対する立入検査等の実施の認可申請について、認可処理要領(平成26年2月14日付厚生労働省大臣官房年金管理審議官通知「日本年金機構が行う立入検査等の認可処理要領の改正について」)に基づき内容を審査し、認可業務を実施しています。

また、受給権者や被保険者に関する調査を日本年金機構の職員が行う場合も、立入検査等と同様に事前に厚生労働大臣の認可を受けなければならないと定められています(認可の権限は、厚生労働省令により地方厚生局長に委任)。

このため東北厚生局では日本年金機構東北地域部から提出される、受給権者及び被保険者に関する調査の実施の認可申請について、認可処理要領(平成22年5月20日付厚生労働省年金局長通知「厚生年金保険法及び国民年金法に規定する受給権者及び被保険者に関する調査等の認可事務の取扱いについて」)に基づき内容を審査し、認可業務を実施しています。

(2) 根拠法令

[立入検査等]

- ① 厚生年金保険法第100条第1項、第100条の8、第100条の9第1項
- ② 健康保険法第198条第1項、第204条の5、第205条第1項
- ③ 船員保険法第146条第1項、第153条の5、第153条の7第1項

[受給権者等]

- ① 厚生年金保険法第96条第1項、第97条第1項
- ② 国民年金法第106条第1項、第107条第1項、第107条第2項
- ③ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第28条第1項、第28条第2項

(3) 実績

平成30年4月から平成31年3月までの認可申請状況(詳細は参考資料(3)参照)

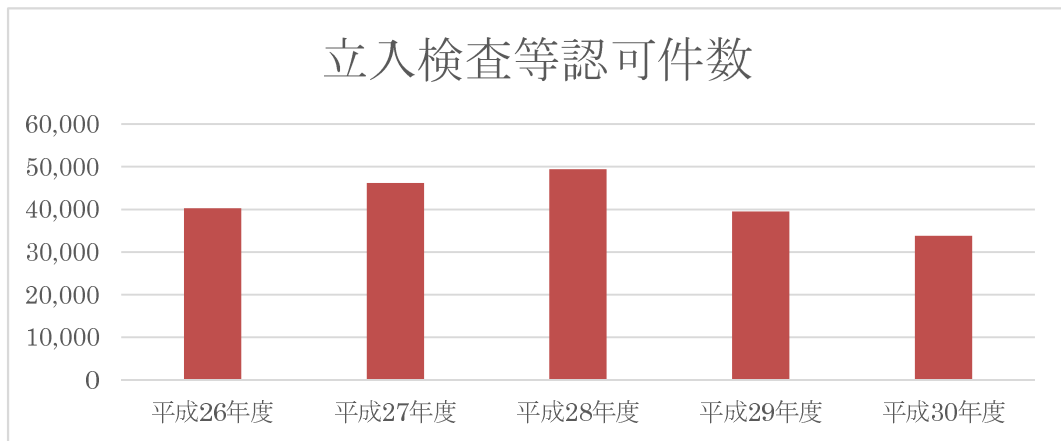
申請事由	申請件数	認可件数
立入検査等	33,837件	33,837件
受給権者等に関する調査等	1件	1件
計	33,838件	33,838件

(注) 申請件数及び認可件数は、立入検査等については事業所数、受給権者等に関する調査等については受給権者数及び被保険者数を記載。

平成26年度から平成30年度までの認可状況

区分	立入検査等		受給権者等に関する調査等	
	申請件数	認可件数	申請件数	認可件数
平成26年度	40,298件	40,298件	1件	1件
平成27年度	46,201件	46,201件	18件	18件
平成28年度	49,370件	49,370件	12件	12件
平成29年度	39,498件	39,498件	2件	2件
平成30年度	33,837件	33,837件	1件	1件

(注) 申請件数及び認可件数は、立入検査等については事業所数、受給権者等に関する調査等については受給権者数及び被保険者数を記載。



(注) 認可件数は、立入検査等及び受給権者等に関する調査等の合計を記載。

6 日本年金機構が行った立入検査等（受給権者及び被保険者等を含む）に係る調査結果報告

(1) 概要

日本年金機構は認可を受けた立入検査等に係る調査結果について、地方厚生局に対し、報告しなければならないと定められています。このため、東北厚生局では、日本年金機構東北地域部から提出される調査結果報告について、認可有効期限内に立入検査等を実施しているか、認可申請時とは異なる理由で調査を実施していないか等を確認しています。

(2) 根拠規定

[立入検査等]

平成 26 年 2 月 14 日付年管発 0214 第 2 号「日本年金機構が行う立入検査等の認可処理要領の改正について」

[受給権者等]

平成 22 年 5 月 20 日付年発 0520 第 1 号「厚生年金保険法及び国民年金法に規定する受給権者及び被保険者に関する調査等の認可事務の取扱いについて」

(3) 実績

立入検査等（受給権者及び被保険者等を含む）に係る調査結果
（詳細は参考資料(4) 参照）

平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月までの報告件数

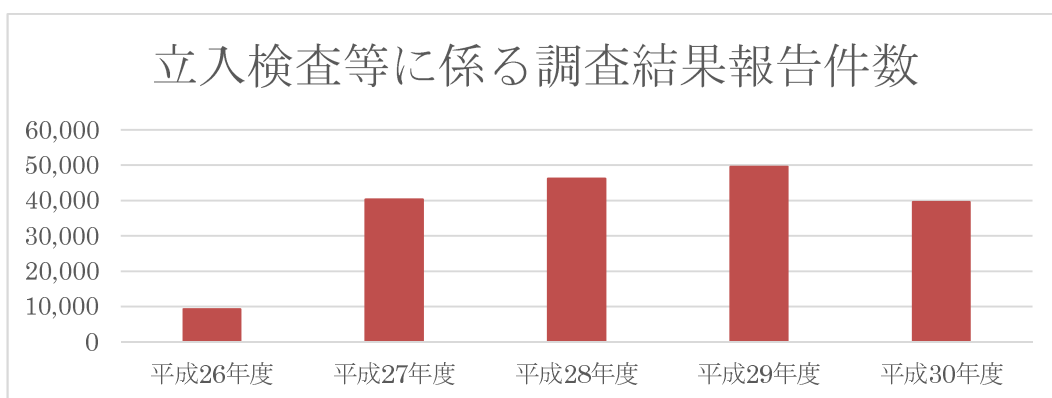
認可事由	報告件数
立 入 検 査 等	39,641 件
受給権者等に関する調査等	2 件
計	39,643 件

(注) 報告件数は、立入検査等については事業所数、受給権者等に関する調査等については受給権者及び被保険者数を記載。

平成 26 年度から平成 30 年度までの報告件数

報告分	報告件数	
	立入検査等	受給権者等
平成 26 年度	9,303 件	1 件
平成 27 年度	40,300 件	18 件
平成 28 年度	46,197 件	12 件
平成 29 年度	49,565 件	2 件
平成 30 年度	39,641 件	2 件

(注) 報告件数は、立入検査等については事業所数、受給権者等に関する調査等については受給権者及び被保険者数を記載。



(注) 報告件数は、立入検査等及び受給権者等に関する調査等の合計。

(注) 平成 26 年 4 月認可分より立入検査等の認可有効期間が 6 ヶ月から 1 年へ延長されたことから、平成 26 年度においては、平成 26 年 11 月～平成 27 年 3 月の間は立入検査等の調査結果報告が提出されていない。

7 社会保険労務士に関する業務

(1) 概要

厚生労働大臣が所掌する社会保険労務士法に関する業務のうち、社会保険諸法令に関するものは地方厚生局長に委任されており、その業務は次のとおりです。(労働諸法令に関するもの等は、都道府県労働局長に委任されています。)

- ① 開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人に対する業務報告の徴収及び立入検査
- ② 社会保険労務士が社会保険労務士法等に違反した場合の社会保険労務士会からの通知の受理
- ③ 社会保険労務士会の総会決議の取消及び役員解任の命令
- ④ 社会保険労務士会に対する報告徴収、勧告及び調査
- ⑤ 社会保険労務士会が社会保険労務士に対して注意勧告を行った場合の報告
- ⑥ 社会保険労務士に不正があった場合の懲戒処分に係る聴聞
- ⑦ 全国社会保険労務士会が実施している社会保険労務士試験への協力

(2) 根拠法令

- ① 社会保険労務士法 第 10 条の 2、第 24 条、第 25 条の 3 の 2、第 25 条の 4、第 25 条の 47、第 25 条の 49、第 30 条

② 社会保険労務士法施行規則 第22条の2、第34条

(3) 実績

平成30年度における案件はありません。(県別会員数は参考資料(5)参照)

8 年金委員の委嘱・解嘱に関する業務

(1) 概要

年金委員は日本年金機構法に基づき、厚生年金保険の適用事業所の事業主の推薦(以下、「職域型」という。)または市町村長等の推薦(以下、「地域型」という。)によって、厚生労働大臣が委嘱します。

地方厚生局は、日本年金機構地域代表年金事務所(仙台東年金事務所)から提出される年金委員の委嘱等に関する手続、委員名簿の管理や日本年金機構地域代表年金事務所(仙台東年金事務所)への指示・伝達等の業務を実施しています。

(2) 根拠法令等

- ① 日本年金機構法第30条
- ② 日本年金機構の業務運営に関する省令第4条、第13条

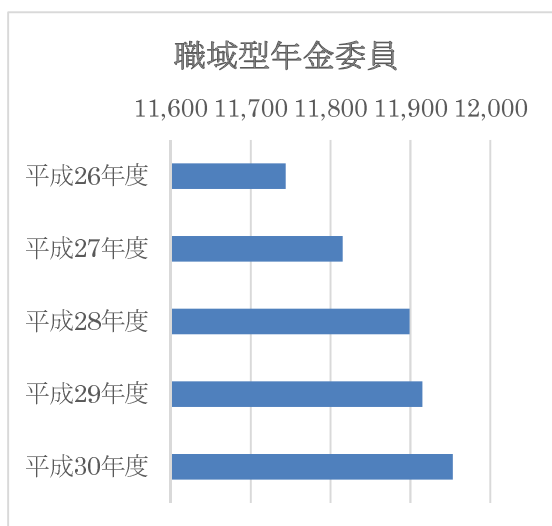
(3) 実績

・東北管内の年金委員(平成31年3月31日現在)(県別委員数は参考資料(6)参照)

区 分	年金委員数
職 域 型	11,953 人
地 域 型	538 人
計	12,491 人

・平成26年度から平成30年度までの東北管内の年金委員数年度別推移

区 分	職域型	地域型	計
平成26年度	11,744 人	842 人	12,586 人
平成27年度	11,815 人	689 人	12,504 人
平成28年度	11,899 人	649 人	12,548 人
平成29年度	11,915 人	647 人	12,562 人
平成30年度	11,953 人	538 人	12,491 人



9 年金委員功労者厚生労働大臣表彰

(1) 概要

年金委員として、多年にわたり政府管掌年金事業の推進・発展に貢献した者に対して、その功績を称え労苦に報いること、及び政府管掌年金事業の一層の推進を図るため、厚生労働大臣が表彰状を授与するものです。

(2) 根拠法令等

- ① 年金委員功労者厚生労働大臣表彰の実施について
(平成 25 年 6 月 28 日付け年発 0628 第 2 号厚生労働省年金局長通知)

(3) 実績

平成 30 年度東北管内の受賞者数（県別委員数は参考資料(7) 参照）

東北管内	人数
6 県	9 人

10 国民年金等事務費交付金に関する業務

(1) 概要

市町村が行う基礎年金、福祉年金及び特別障害給付金に係る事務は、市町村が法律によって定められている事務（以下、「法定受託事務」という。）と、法律に定めがないものの公的年金制度の円滑な実施のために厚生労働省、日本年金機構及び市町村が協力して実施する事務（以下、「協力・連携事務」という。）に分けられます。

国民年金等事務費交付金は、これらの事務に要した費用を市町村へ交付するものであり、市町村から、地方厚生局を経由して厚生労働大臣に交付申請することとされています。

(2) 根拠法令等

- ① 国民年金法 第 86 条、第 109 条の 9
- ② 国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令 第 1 条、第 2 条
- ③ 国民年金の事務費交付金の算定に関する省令 第 1 条、第 2 条
- ④ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律 第 20 条
- ⑤ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令
- ⑥ 国民年金等事務費交付金等交付要綱

(3) 実績

平成 30 年度交付額（県別一覧は参考資料(8) 参照）

- ① 法定受託事務（基礎年金・福祉年金・特別障害給付金）（平成 31 年 3 月 31 日現在）

市町村数	交付決定額	内 訳	
		概算交付額	精算交付額
227	14 億 2,314 万円	8 億 5,410 万円	5 億 6,903 万円

(注) 金額は一万円未満を切り捨てた数値。

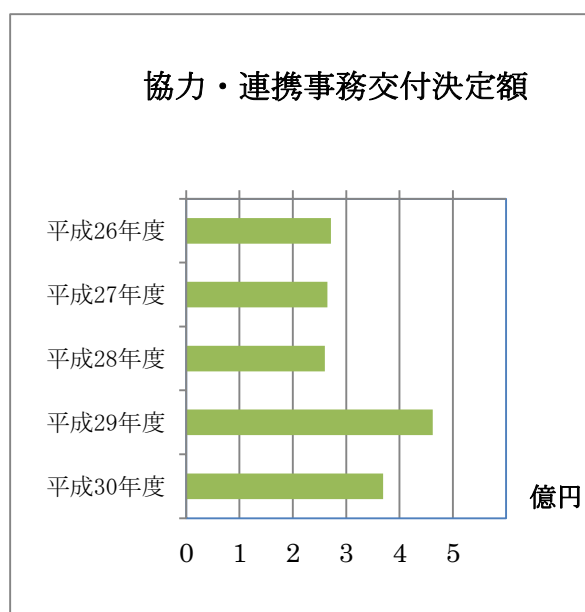
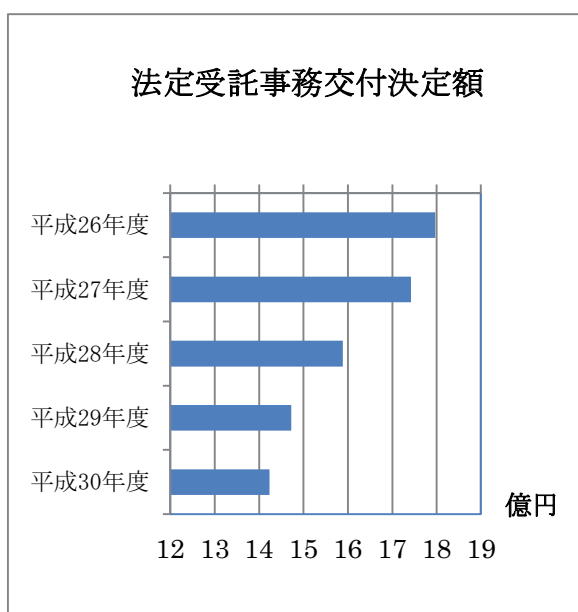
(注) 金額について一万円未満を切り捨てていることから計が不一致。

- ② 協力・連携事務(平成 31 年 3 月 31 日現在)

市町村数	交付決定額	内 訳	
		概算交付額	精算交付額
227	3 億 6,950 万円	9,194 万円	2 億 7,756 万円

(注) 金額は一万円未満を切り捨てた数値。

(注) 金額について一万円未満を切り捨てていることから計が不一致。



11 学生納付特例事務法人の指定等に関する業務

(1) 概要

学生納付特例事務法人は、大学や専門学校等が学生・生徒である国民年金第1号被保険者の委託を受けて、保険料の学生納付特例申請に関する事務を代行するもので、厚生労働大臣の指定等が必要です。

地方厚生局は、学生納付特例事務法人の指定の決定、教育施設の確認、取消等の業務を実施しています。

(2) 根拠法令

- ① 国民年金法第109条の2の2、第109条の9
- ② 国民年金法施行規則第83条の4

(3) 実績

平成30年度は、4法人の指定を行っています。

(4) 東北管内の学生納付特例事務取扱教育施設数及び学生納付特例事務法人数

(詳細は参考資料(9)参照)

(平成31年3月31日現在)

指定・確認学校数	教育施設	事務法人	合計
施設・法人数	12施設	35法人	47施設・法人
学校数	12校	49校	61校

12 保険料納付確認団体の指定等に関する業務

(1) 概要

保険料納付確認団体は、同種同業者の団体が厚生労働大臣の指定を受け、この団体を通して、会員である国民年金第1号被保険者が、自分の保険料納付状況を定期的に確認する仕組みです。

地方厚生局は、団体の指定のほか、不適切な事務処理があった場合の改善命令や指定の取り消し等の業務を実施しています。

(2) 根拠法令

- ① 国民年金法第109条の3、第109条の9
- ② 国民年金法施行規則第83条の6

(3) 実績

平成30年度は、新たに指定等を行った団体はありません。

(4) 東北管内の保険料納付確認団体数(平成31年3月31日現在)

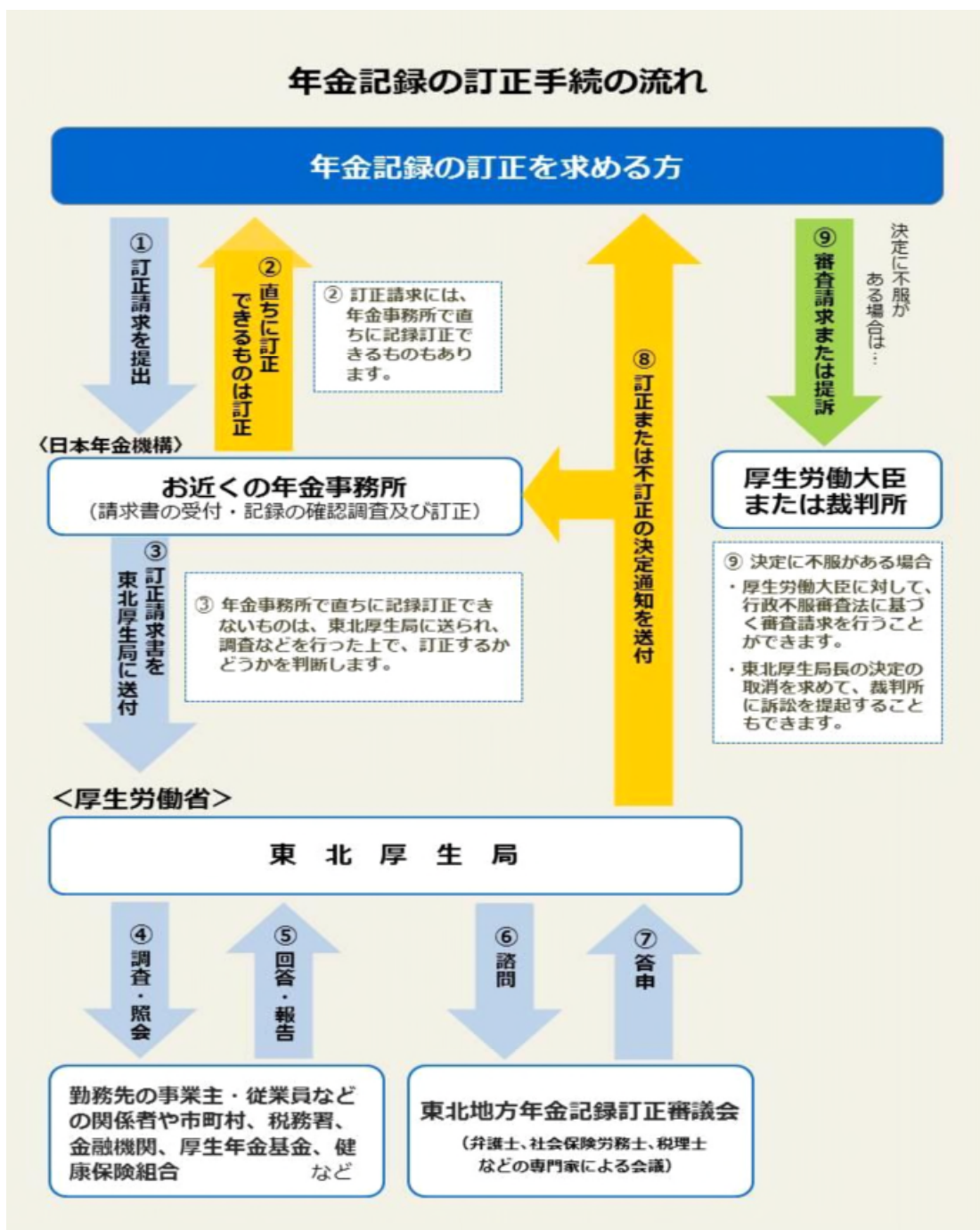
3団体(詳細は参考資料(10)参照)

IV 年金審査課

年金審査課は、平成 26 年 6 月の法律改正により、年金記録の訂正請求に関する業務が、総務省（年金記録確認第三者委員会）から厚生労働省に移管されたことに伴い、平成 27 年 4 月に設置され、厚生年金保険及び国民年金の被保険者等に関する年金記録の訂正の請求・調査事務、東北地方年金記録訂正審議会の庶務に関する業務を行っています。

1 年金記録の訂正請求に関する業務

(1) 概要



(2) 根拠法令等

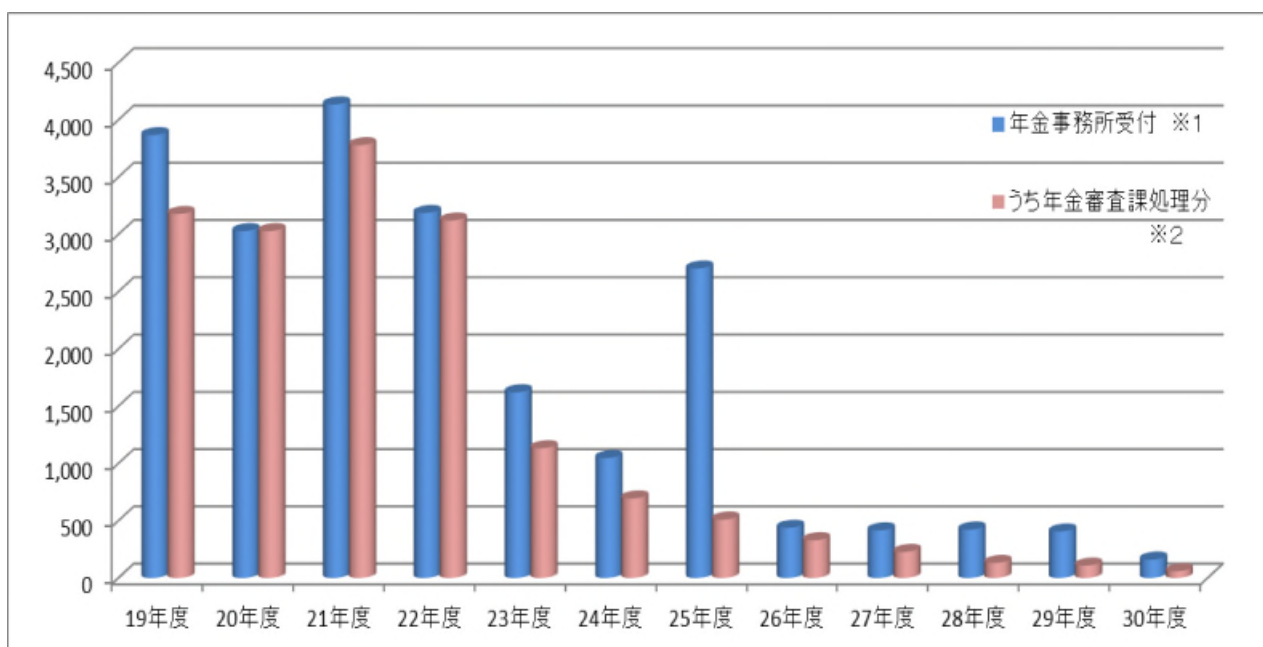
- ① 国民年金法第14条の2、第14条の3、第14条の4
- ② 厚生年金保険法第28条の2、第28条の3、第28条の4
- ③ 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条
- ④ 国民年金法施行令第11条の12の2
- ⑤ 厚生年金保険法施行令第4条の4の2
- ⑥ 国民年金法施行規則第15条の2、第15条の3
- ⑦ 厚生年金保険法施行規則第11条の2、第11条の3
- ⑧ 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則第1条、第1条の2

(3) 実績

年金記録訂正請求書の受付・処理状況

① 受付件数の推移

年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
年金事務所受付 ※1	3,867	3,028	4,134	3,187	1,621	1,047	2,701	438	415	422	405	160
うち年金審査課処理分 ※2	3,178	3,028	3,779	3,120	1,133	694	510	329	227	131	108	58



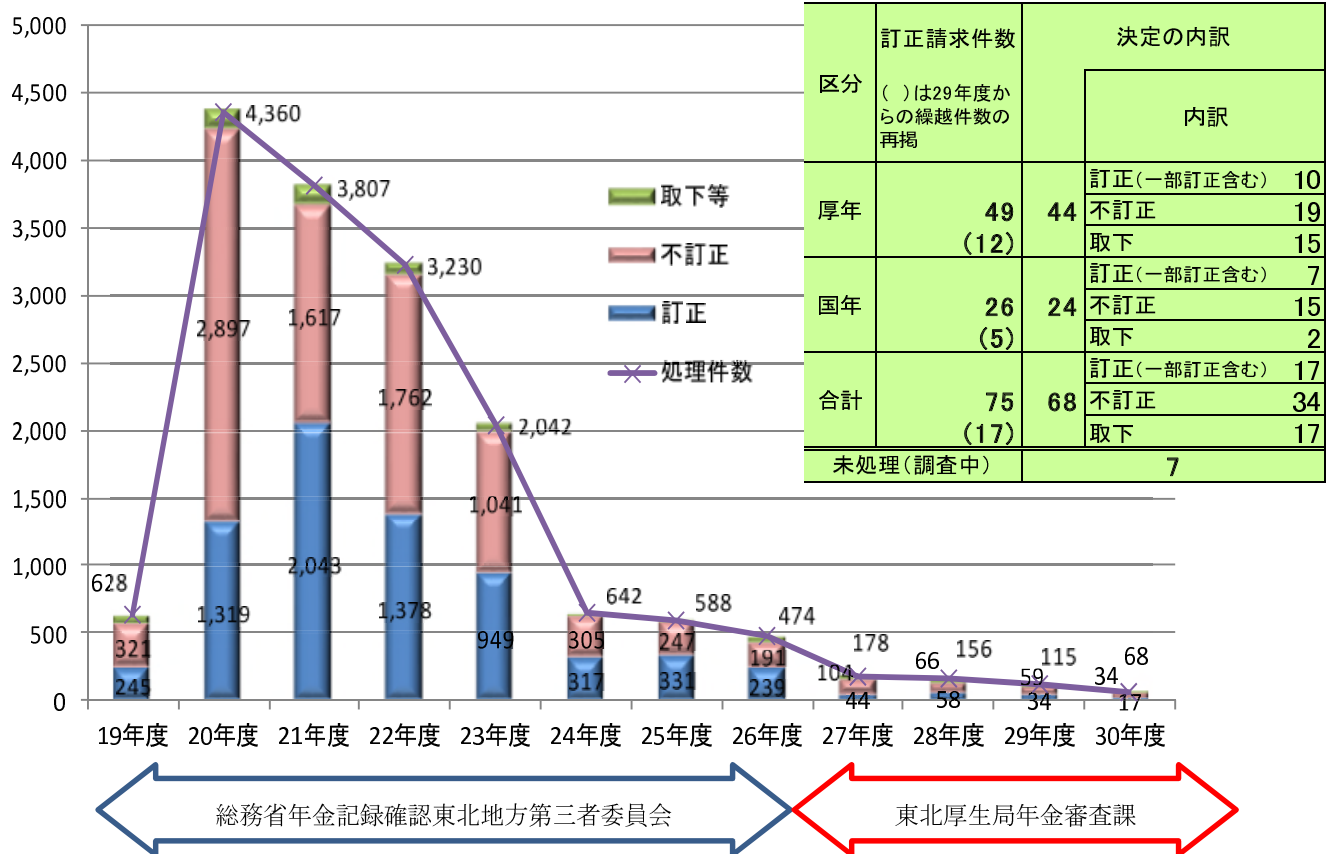
※1：平成19年度から平成21年度までは社会保険事務所での受付

※2：平成19年度から平成26年度までは総務省東北地方第三者委員会での処理

② 処理件数の推移

年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
訂正	245	1,319	2,043	1,378	949	317	331	239	44	58	34	17
不訂正	321	2,897	1,617	1,762	1,041	305	247	191	104	66	59	34
取下等	62	144	147	90	52	20	10	44	30	32	22	17
処理件数	628	4,360	3,807	3,230	2,042	642	588	474	178	156	115	68

○平成 30 年度処理状況



2 東北地方年金記録訂正審議会の庶務

(1) 概要

東北地方年金記録訂正審議会は厚生労働省組織令 153 条の 2 第 1 項に基づき東北厚生局に設置された機関です。審議会における会議は、審議会の運営等に関する重要事項を審議する「総会」と、個別の訂正請求事案の調査審議にあたる「部会」で行います。地方年金記録訂正審議会規則第 3 条に基づき任命された有識者の審議会委員が 3 つの部会を構成し、中立的な立場で年金記録の訂正の可否を審議しています。年金審査課は会議の運営に係る庶務を行っています。

(2) 実績

① 総会

東北地方年金記録訂正審議会の第4回総会を平成30年4月17日に開催し、以下の議題について審議を行いました。

議 題	1. 審議会委員数の削減について 2. 会長代行並びに部会に属すべき委員及び部会長の指名について 3. 平成29年度年金記録訂正請求の状況について
------------	---

② 部会

東北地方年金記録訂正審議会運営規則第2条に基づき招集された3つの部会で年金記録の訂正の可否を審議し、東北地方年金記録訂正審議会会長から東北厚生局長に答申されました。平成30年度の各部会の開催回数及び審議件数は、以下のとおりです。

部会開催回数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
第1部会	17	15	16	13
第2部会	15	15	13	15
第3部会	17	12	14	11
第4部会	9	10	12	
合 計	58	52	55	39

部会審議件数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
第1部会	49	44	26	21
第2部会	38	33	20	16
第3部会	40	27	27	14
第4部会	21	20	20	
合 計	148	124	93	51

V 健康福祉課

健康福祉課は、地域の皆様が安心して暮らすための健康福祉サービスが提供されるよう、補助金の交付等を通じて生活環境や社会福祉基盤の整備に取り組んでいます。また、栄養士、介護福祉士等の資格取得を目指す方を養成する施設の指定及び指導監督業務を行っています。

1 感染症法に基づく病原体等の管理等に関する業務

(1) 概要

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において、生物テロに使用される恐れのある病原体及び毒素（以下病原体等）については、病原性や国民への生命及び健康に与える影響等に応じて一種から四種に分類され、病原体等の所持等に係る基準を設けています。

東北厚生局では、管内の三種病原体等の所持者からの届出業務及び三種病原体等所持施設への立入検査による基準の遵守状況の確認業務を行っています。

(2) 実績

(単位：件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
三種病原体等所持届出書の受理	0	0	0	0	0
三種病原体等所持届出変更届出書の受理	6	3	1	3	1
三種病原体等輸入届出書の受理	0	0	0	0	0
立入検査（定期検査）	5	1	2	2	1
立入検査（特別検査）	0	0	0	0	0

2 児童扶養手当支給事務に関する都道府県及び市町村の指導（技術的助言）に関する業務

(1) 概要

児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づく児童扶養手当は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立を促進するため設けられた制度であり、児童扶養手当支給事務は、都道府県及び市区町村が行っています。

東北厚生局では、管内の都道府県及び市町村に対し、児童扶養手当制度の円滑な実施を図ることを目的に、児童扶養手当支給事務に関する指導（技術的助言）を行っています。

(2) 実績

(単位：件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
指導自治体数	12	11	11	12	8

3 民生委員・児童委員の委嘱・解嘱及び主任児童委員の指名並びに表彰業務

(1) 概要

民生委員は、民生委員法の規定により、都道府県知事（指定都市、中核市の長を含む）の推薦によって厚生労働大臣が委嘱し、福祉事務所等関係行政機関に対する協力事務等を行っている民間の奉仕者です。住民の福祉の増進に努めることを任務とし、要保護者の保護指導、地域住民の生活状況の把握、福祉施設の業務への協力などを行っています。

児童委員は、児童福祉法の規定により民生委員をもって充てられています。児童及び妊産婦の福祉の増進に努めることを任務とし、児童および妊産婦の保護・保健などに関する援助・指導を行い、児童福祉司や社会福祉主事の行う職務への協力などを行っています。

また、主任児童委員は、児童委員のうちから厚生労働大臣によって指名され、児童委員の職務について関係機関と児童委員との連絡調整並びに児童委員の活動に対する援助及び協力を行っています。

東北厚生局では、管内の民生委員・児童委員の委嘱及び解嘱、主任児童委員の指名並びに表彰に関する業務を行っています。

(2) 実績

(単位:件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
民生委員児童委員委嘱	435	419	20,470	442	408
民生委員児童委員解嘱	334	413	223	352	390
主任児童委員指名	43	52	2,055	47	44
主任児童委員指名解除	41	33	18	31	42
感謝状の授与	125	165	4,778	148	155
厚生労働大臣表彰個人	31	29	30	34	31
厚生労働大臣表彰団体	4	5	4	4	4
厚生労働大臣特別表彰	13	20	636	23	20

(3) 民生委員・児童委員委嘱者数 (平成31年3月31日現在)

都道府県名	委嘱数 (単位:名)	
		うち主任児童委員
青森県	2,197	181
岩手県	3,108	298
宮城県	2,967	235
秋田県	2,617	246
山形県	2,864	275
福島県	2,904	279
仙台市	1,538	125
青森市	617	58
八戸市	503	41
盛岡市	585	56
秋田市	687	74
福島市	578	53
郡山市	617	69
いわき市	662	68
合計	22,444	2,058

4 生活保護の医療扶助の適正実施に関する指導監査に関する業務

(1) 概要

生活保護法施行事務監査（医療扶助の適正化）は、都道府県、指定都市及び中核市に対して、①自立支援医療の適用状況に関する事、②向精神薬重複処方改善状況に関する事、③指定医療機関に対する指導等の実施状況に関する事を中心として実施しています。

東北厚生局では、管内の県、指定都市及び中核市に対し指導監査を行っています。

(2) 実績

平成30年度は、東北管内6県、1指定都市及び7中核市に対し、指導監査を実施しました。

5 生活保護法指定医療機関に対する指導に関する業務

(1) 概要

生活保護法に基づく指定医療機関に対する指導業務があります。また、生活保護の医療扶助運営要領に基づき、国（地方厚生局）と地方自治体による共同指導を実施しております。

東北厚生局では、管内の生活保護法に規定する指定医療機関に対し、国（地方厚生局）と地方自治体による共同指導を実施しています。

(2) 実績等

平成30年度は青森県と共同で1指定医療機関に対する指導を実施しました。

6 保護施設に対する指導監査に関する業務

(1) 概要

生活保護は、生活保護法に基づき生活に困窮する国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。

その方法には、日常生活の需要を満たすための生活扶助をはじめとする居宅保護や、身体上又は精神上著しい障害があるため、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行うことを目的とした救護施設をはじめとする施設保護があります。

保護施設に対する指導監査は、生活保護法の規定に基づき、保護施設の適正な運営の確保を図ることを目的として行っています。

東北厚生局では、管内の都道府県、指定都市又は中核市が設置した保護施設に対し、概ね4年に1回実地による監査を実施しています。

(参考資料(1) 保護施設一覧参照)

(2) 実績

(単位: 件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
保護施設に対する指導監査	0	1	0	1	0

7 生活保護法に基づく指定医療機関・指定介護機関の指定、監督に関する業務

(1) 概要

生活保護法に基づく医療扶助のための医療を担当する機関又は介助扶助のための介護を担当する機関は、病院、診療所、薬局、介護施設等の開設者の同意を得て指定しています。

東北厚生局では、管内に所在する国が開設した機関等に係る指定医療機関及び指定介護機関の指定、廃止・辞退の受理、変更届受理、指定の取消に関する業務を行っています。

(参考資料(2-1)生活保護指定医療機関一覧、(2-2)生活保護指定介護機関一覧参照)

(2) 実績

(単位：件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
指定申請	16	13	0	0	0
指定更新	0	2	3	21	0
変更、廃止等届出の受理	7	2	25	3	9
辞退の申出の受理	0	0	0	0	0
指定の取消	0	0	1	0	0

8 各種養成施設の指定及び監督等に関する業務

東北厚生局では、管内の専門職種に就くための資格又は受験資格等を得るための養成施設等について、申請に基づく指定の事務、変更の承認等の事務を行うとともに、指定基準に係る関係法令等の遵守状況を実地に確認する指導調査をはじめ、養成施設等に対する監督等の業務を行っています。

(参考資料(3)東北厚生局の所管する養成施設等一覧参照)

(1) あん摩マッサージ指圧師はり師きゅう師養成施設

① 資格の概要

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師とは、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師等に関する法律に基づく資格であり、医師又はそれぞれの免許を受けた者でなければ、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうを業としてはならないとされています。

② 実績

(単位：件)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
新規認定	0	0	0	0	0
変更承認	4	0	1	1	0
変更届出	1	0	1	0	1
取消・廃止	0	0	0	0	0
実地調査	0	0	1	1	0

(2) 栄養士養成施設

① 資格の概要

栄養士とは、栄養士法に基づく資格であり、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者のことです。

② 実績

(単位：件)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
新規指定	2	0	0	0	0
変更承認	3	3	2	11	3
変更届出	1	0	4	5	1
取消・廃止	0	1	0	0	0
実地調査	2	1	4	5	5

(3) 管理栄養士養成施設

① 資格の概要

管理栄養士とは、栄養士法に基づく資格であり、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状況、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状況、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者のことです。

② 実績

(単位：件)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
新規指定	1	0	0	0	0
変更承認	3	1	1	3	2
変更届出	1	2	2	0	0
取消・廃止	0	0	0	0	0
実地調査	1	1	0	1	0

(4) 介護福祉士養成施設等

① 資格の概要

介護福祉士とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）に基づく資格であり、同法第 42 条第 1 項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者に対し心身の状況に応じた介護を行い、その者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者のことです。

② 実績

(介護福祉士養成施設等) 福祉系高等学校等含む

(単位：件)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
新規指定	2	0	0	1	2
変更承認	4	3	1	0	2
変更届出	76	40	41	23	54
取消・廃止	2	1	1	1	0
実地調査	2	4	5	5	5

(実務者研修)

(単位：件)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
新規指定	16	0	1	2	1
変更承認	2	0	0	0	0
変更届出	18	0	1	0	0

9 社会福祉に関する科目を定める省令第 4 条に規定する実習演習科目の確認に関する業務

(1) 概要

社会福祉士及び介護福祉士法では、社会福祉に関する科目又は基礎科目を修了し、社会福祉士又は介護福祉士の試験を受験しようとする者について、当該受験者の利便性に配慮し、その修了した科目が基準を満たしているかどうかを個別に審査する手続きを省略できるよう、実習演習科目について、文部科学大臣及び厚生労働大臣による事前の確認を受けることができるようになっています。

実習演習科目の確認を受けようとする者は、文部科学省及び厚生労働大臣に申請をすることになっており、東北厚生局では、管内の当該実習科目の確認を行っています。

(2) 実績

(単位：件)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実習演習科目の確認	0	2	0	0	0
変更届	38	30	46	32	39
確認の取消	0	0	0	1	1

10 各種講習会に関する事務

東北厚生局では、管内の社会福祉士及び介護福祉士養成施設等から届け出される各種講習会の実施届書、変更届書、実施報告書等の受理を行っています。

(1) 介護技術講習等に係る実施の届出等の受理

① 概要

介護技術講習会を実施する場合は、実施届を提出し、各講習会終了後には実施報告書を提出することになっています。

東北厚生局では、管内の介護福祉士学校から提出される介護技術講習会の実施届、変更届、実施報告書及び修了者名簿等の受理を行っています。

② 実績

平成 30 年度の介護技術講習会実施届等受理の実績はありません。

(2) 社会福祉士実習演習担当教員講習会等の実施届の受理

① 概要

社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設又は福祉系大学における専任教員等は、厚生労働大臣が定める基準を満たす教員講習会の受講が必要な場合があります。

また、社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設、福祉系高校又は福祉系大学における実習施設の実習指導者は、厚生労働大臣が定める基準を満たす実習指導者講習会の受講が必要な場合があります。

講習会を実施する者は、厚生労働大臣に届け出ることにしています。

東北厚生局では、当該講習会の実施届出等の受理を行っています。

② 実績等

平成 30 年度は社会福祉士実習指導者講習会実施届を 3 件受理しています。

また、介護福祉実習指導者講習会実施届を 3 件受理しています。

(3) 実務者研修教員講習会の実施届等の受理

① 概要

介護福祉士実務者養成施設において、教務に関する主任者となる教員及び介護課程Ⅲを教授する教員は、厚生労働大臣が定める基準を満たす教員講習会の修了が必要な場合があ

ります。講習会を実施する者は、厚生労働大臣に届け出るようになっていました。
東北厚生局では、当該講習会の実施届出等の受理業務を行っています。

② 実績

平成30年度は、実務者研修教員講習会実施届を8件受理しています。

(4) 医療的ケア教員講習会の実施届等の受理

① 概要

介護福祉士養成施設（実務者養成施設含む）において、医療的ケアを教授する教員は、厚生労働大臣が定める基準を満たす教員講習会の修了が必要な場合があります。講習会を実施する者は、厚生労働大臣に届け出るようになっていました。

東北厚生局では、当該講習会の実施届出等の受理を行っています。

② 実績

平成30年度は、医療的ケア教員講習会実施届を18件受理しています。

(5) その他

実務者研修認定研修の実施届出書について受理し、その実施予定をホームページ上で公表しています。

平成30年度の実績はありません。

11 障害者自立支援指導に関する業務

(1) 概要

障害者自立支援制度の円滑かつ適正な実施を図る観点から、管内の県、指定都市及び中核市が行う障害福祉サービス事業者等の指定事務及び指導監査事務等に関する指導助言を行うとともに、県の指導状況を確認するため市町村において実地検証を行っています。

(2) 実績

(単位：件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実地指導	3	2	1	3県、3市	2県、3市
実地検証	3	2	1	0	0

※平成29年度より、指定都市、中核市は「実地指導」の扱い。

12 各地方厚生局に委任された補助金の交付等に関する業務

東北厚生局では、次の補助金等について、管内の交付決定等の執行業務を行っています。

(1) 施設整備に係る補助金等について

補助金等名	交付目的及び主な対象施設等	交付件数及び交付額
保健衛生施設等 施設・設備整備 費国庫補助金	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第7条及び第19条の10及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第62条に基づく、都道府県等の医療機関等の施設及び設備に要する経費の一部を補助し、地域住民の健康増進並びに疾病の予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。	【施設整備】 1. 交付件数 6 件 2. 交付額 153,737 千円 【設備整備】 1. 交付件数 26 件 2. 交付額 88,232 千円
保健衛生施設等 災害復旧費国庫 補助金	都道府県等が設置する保健所、市町村保健センター、精神科病院等の保健衛生施設等が暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた災害復旧事業に要する経費の一部を補助することにより、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。	1. 交付件数 4 件 2. 交付額 240,963 千円
地域介護・福祉 空間整備等施設 整備交付金	市町村が作成した「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」第4条に基づく市町村整備計画に基づく事業又は事務の実施に要する経費の一部に充てるため、市町村に交付することにより、地域における公的介護施設等の施設及び設備等の整備事業を促進することを目的とする。 ○先進的事業整備計画分 (対象事業) 既存の小規模福祉施設等においてスプリンクラー設備等整備事業、認知症高齢者グループホーム等における利用者等の安全確保の観点から行う防災改修事業、既存高齢者施設等の防犯対策を強化するために必要な安全対策に要する経費を支援する事業	1. 交付件数 44 件 2. 交付額 278,415 千円

次世代育成支援対策施設整備交付金	<p>次世代育成支援対策推進法の規定に基づき、児童福祉施設等の新設、修理、改造、拡張又は防犯対策強化等の整備に要する経費の一部を交付することにより、次世代育成支援対策を推進することを目的とする。</p> <p>(対象施設)</p> <p>児童相談所一時保護施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、婦人相談所一時保護施設及び婦人保護施設、子育て支援のための拠点施設</p>	<p>1. 交付件数 21 件</p> <p>2. 交付額 418,167 千円</p>
保育所等整備交付金	<p>保育所等の新設、修理、改造又は整備に要する経費、並びに防音壁の整備及び防音対策の強化に係る整備に要する経費の一部を交付することにより、保育所待機児童の解消を図ることを目的とする。</p> <p>(対象施設)</p> <p>保育所、幼保連携型認定こども園等のうち保育所機能部分、保育所分園</p>	<p>1. 交付件数 119 件</p> <p>2. 交付額 7,627,303 千円</p>
社会福祉施設等施設整備費国庫補助金	<p>福祉各法等の規程に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備(創設、増築、増改築、改築、拡張、防犯対策の強化に係る大規模修繕等)に要する経費の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(対象施設)</p> <p>障害者(児)関連施設及び保護施設等</p>	<p>1. 交付件数 35 件</p> <p>2. 交付額 956,139 千円</p>
社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金	<p>福祉各法等の規程に基づき、社会福祉法人等が整備した施設であって、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた施設の災害復旧事業に要する経費の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、施設入所者等の福祉を確保することを目的とする。</p>	<p>1. 交付件数 5 件</p> <p>2. 交付額 326,406 千円</p>

(2) 義務的経費に係る補助金等について

補助金等名	交付目的及び主な対象施設等	交付件数及び交付額
結核医療費国庫負担金	都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う入院患者（勧告又は措置等）に対する医療に要する経費等の一部を負担することにより、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図りもって公共の福祉の増進を図ることを目的とする。	1. 交付先 6 県・8 市 2. 交付額 109,664,663 円
結核医療費国庫補助金	都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う入院患者に対する医療に要する経費等の一部を補助することにより、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図りもって公共の福祉の増進を図ることを目的とする。	1. 交付先 6 県・8 市 2. 交付額 9,385,307 円
原爆被爆者健康診断費交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者の健康診断等に要する経費を交付することにより、被爆者の健康の保持及び向上を図ることを目的とする。	1. 交付先 6 県 2. 交付額 6,541,623 円
原爆被爆者手当交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者の医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当並びに原子爆弾小頭症手当及びその支給事業に要する経費を交付することにより、被爆者の受療の促進、健康の保持増進を図ることを目的とする。	1. 交付先 6 県 2. 交付額 148,886,538 円
原爆被爆者葬祭料交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者葬祭料及びその支給事業に要する経費を交付することにより、被爆者の精神的不安を和らげることを目的とする。	1. 交付先 6 県 2. 交付額 8,451,830 円

児童扶養手当給付費国庫負担金	都道府県又は市等が行う児童扶養手当及びその支給に要する経費の一部を負担することにより、一人親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、もって児童福祉の増進を図ることを目的とする。	1. 交付先 6 県 77 市 2. 交付額 12,407,897,276 円
特別児童扶養手当事務取扱交付金	都道府県又は市等が行う特別児童扶養手当及びその支給に係る事務の処理に必要な経費の一部を交付することにより、精神又は身体に障害を有する児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	1. 交付先 6 県 222 市町村 2. 交付額 91,487,958 円
特別障害者手当等給付費国庫負担金	都道府県又は市等が行う特別障害者手当、障害児福祉手当等及びその支給に要する経費の一部を負担することにより、精神又は身体に重度の障害を有する者の福祉の増進を図ることを目的とする。	1. 交付先 6 県 77 市 2. 交付額 3,067,566,940 円
婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金	都道府県及び婦人相談所を設置する市が行う婦人保護等に要する経費の一部を負担及び補助することにより、要保護女子の保護更生等及び配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を図ることを目的とする。	1. 交付先 6 県 2. 交付額 198,138,681 円
児童入所施設措置費等国庫負担金	都道府県及び市等が行う児童福祉施設等の運営に係る経費の一部を負担することにより、児童とその保護者の生活の保障及び児童の健やかな育成を図ることを目的とする。	1. 交付先 6 県 57 市 2. 交付額 (保護費) 6,661,406,156 円 (医療費) 124,054,301 円

13 各地方厚生局に委任された災害復旧費に関する事務

(1) 概要

厚生労働省が所管する施設の災害復旧費については、管内の保健衛生施設等及び社会福祉施設等に関する一部の事務が本省から地方厚生局に委任されています。

(2) 実績

平成30年度は、被災3県との実務打合せを行うなど、災害査定を円滑に進め、迅速な対応を行いました。

その結果、次表のとおり、移転新築など計5件の調査（査定）を実施し、調査決定額は、327,370千円となりました。

平成30年度調査（査定）実施分 自治体別・施設種類別内訳 (単位：件、千円)

	児童関係施設		障害者関係施設		高齢者関係施設		保健衛生施設等		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
岩手県	2	134,763	0	0	0	0	1	91,290	3	226,053
宮城県	1	61,871	0	0	1	39,446	0	0	2	101,317
福島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	3	196,634	0	0	1	39,446	1	91,290	5	327,370

14 補助金等により取得した財産の処分に関する業務

(1) 概要

補助事業者等が、補助金等の交付を受けて取得した財産を、補助金等の交付の目的に反して処分（目的外の使用、譲渡、交換、貸し付け、担保提供及び取り壊し）するに当たっては、あらかじめ各省各庁の長の承認を受ける必要があります。

東北厚生局では、厚生労働省所管一般会計補助金等のうち、管内の社会福祉施設及び保健衛生施設等に係る財産処分について、補助事業者等から提出される財産処分承認申請の承認を行っています。また、承認した財産処分が完了した際の報告書を受理しています。

(2) 実績

① 社会福祉施設等（承認）

ア 承認事項

(単位：件)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
処 分 の 種 類	転 用	7	7	1	4	1
	無償譲渡	3	0	12	4	10
	有償譲渡	0	1	2	3	2
	交 換	0	0	0	0	0
	無償貸付	0	0	1	0	0
	有償貸付	0	0	0	1	0
	取り壊し	4	6	3	4	7
	廃 棄	0	4	0	2	3
	抵 当 権	1	9	3	5	4
	合 計 (国庫納付あり)	15 (6)	27 (4)	22 (5)	23 (10)	27 (2)

イ 包括承認事項

(単位：件)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
処分の種類	転用	7	27	41	15	42
	無償譲渡	14	14	10	8	18
	有償譲渡	0	0	0	0	0
	交換	0	0	0	0	0
	無償貸付	3	14	4	0	3
	有償貸付	0	0	0	0	0
	取り壊し	3	9	3	5	1
	廃棄	0	0	0	1	0
	抵当権	3	0	0	0	0
	合計	30	64	58	29	64

② 保健衛生施設等

ア 承認事項

(単位：件)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
処分の種類	転用	0	0	0	0	0
	無償譲渡	0	0	0	0	0
	有償譲渡	1	2	0	1	1
	交換	0	0	0	0	0
	無償貸付	0	0	0	0	0
	有償貸付	0	0	0	1	0
	取り壊し	1	0	0	0	0
	廃棄	0	0	0	0	0
	抵当権	0	0	1	0	0
	合計	2	2	1	2	1
(国庫納付あり)	(1)	(2)	(0)	(2)	(1)	

イ 包括承認事項

(単位：件)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
処分の種類	転用	3	7	3	0	0
	無償譲渡	0	0	0	0	1
	有償譲渡	0	0	0	0	0
	交換	0	0	0	0	0
	無償貸付	0	0	0	2	0
	有償貸付	0	0	0	0	0
	取り壊し	2	0	0	1	2
	廃棄	0	0	0	0	0
	抵当権	0	0	0	0	0
	合計	5	7	3	3	3

15 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画認定事務

(1) 概要

平成 28 年 7 月 1 日に施行した中小企業等経営強化法により、中小企業等は人材育成、コスト管理のマネジメントの向上や設備投資等、事業者の経営力を向上させるための経営力向上計画を作成し、事業分野別の主務大臣へ申請することにより、計画の認定を受けた事業者は、税制や金融の支援措置を受けることができます。

東北厚生局では、管内の事業者からの申請の受付及び認定を行っております。

(2) 実績

	平成30度
申請数	195件
認定数	188件

VI 医事課

医事課は、感染症などの健康危機管理のほか、より安全で質の高い医療を提供するための業務を行っています。医師及び歯科医師の臨床研修に関する業務、医療安全に関する普及や啓発、心神喪失者等医療観察法に基づく諸手続に関する業務、再生医療等安全性確保法に関する業務、看護師の特定行為研修に関する業務などを実施しています。

1 医師の臨床研修に関する業務

(1) 概要

平成12年の医師法改正により、診療に従事しようとするすべての医師に2年間の臨床研修が義務付けられ、平成16年度から施行されています。東北厚生局では、医師臨床研修を修了した者の医籍登録手続きや医師臨床研修を実施する病院の指定申請等に係る業務を行っています。このほか、東北管内の臨床研修病院における臨床研修の質的向上に向けた取り組みを行っています。

(2) 実績

・指定申請等に係る業務

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
臨床研修病院(基幹型)(施設)	85	86	86	87	87
指定申請(件)	0	3	2	1	0
研修プログラム変更届(件)	41	39	29	30	42
臨床研修修了登録申請(件)	452	493	507	520	572
臨床研修指定病院 実地調査(施設)	20	18	18	16	15

2 歯科医師の臨床研修に関する業務

(1) 概要

平成12年の歯科医師法改正により、診療に従事しようとするすべての歯科医師に1年間の臨床研修が義務付けられ、平成18年度から施行されています。東北厚生局では、歯科医師臨床研修を修了した者の歯科医籍登録手続きや歯科医師臨床研修を実施する施設の指定申請

等に係る業務を行っています。このほか、東北管内の歯科医師臨床研修施設における臨床研修の質的向上に向けた取組みを行っています。

(2) 実績

・指定申請等に係る業務

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
臨床研修施設(単独型・管理型)(施設)	16	18	18	19	19
指定申請(件)	4	9	11	9	1
研修プログラム変更届(件)	4	4	2	10	9
臨床研修修了登録申請(件)	166	118	122	129	118
臨床研修指定施設 実地調査(施設)	3	5	3	4	4

3 行政処分を受けた医師等に対する再教育に関する業務

(1) 概要

医師法・歯科医師法において、厚生労働大臣は、行政処分を受けた医師・歯科医師に対して、倫理の保持、具有すべき知識及び技能に関する研修を受けるよう命ずることができると規定されています。行政処分の程度に応じて研修内容が区分されており、東北厚生局では、1年以上の医業又は歯科医業停止の行政処分を受けた者が対象となる個別研修の事務手続きを行っています。

(2) 実績

・個別研修修了者

(単位：名)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
医師	0	0	1	1	0
歯科医師	0	0	0	0	0

4 医療安全に関する取組の普及及び啓発に関する業務

(1) 概要

医療機関の管理者等の資質と医療の安全性の向上を図ることを目的として、東北厚生局では、毎年、「医療安全に関するワークショップ」を開催しています。

平成30年度は、情報発信の場として講義主体のセミナーと演習主体のワークショップを開催しました。

【平成30年度医療安全セミナー】

開催日：平成30年10月30日（火）

開催場所：仙台市太白区文化センター楽楽楽ホール

主な内容：講演「医療安全施策の動向」ほか

【平成30年度医療安全ワークショップ】

開催日：平成30年10月31日（水）

開催場所：花京院スクエア東北厚生局16階会議室

主な内容：患者さんと創る医療安全

医療メディエーションによる協働文化

(2) 実績

・医療安全ワークショップ

(単位：名)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受講者数	(W) 56 (S) 375	(W) — (S) 377	(W) 55 (S) 278	(W) 58 (S) 370	(W) 58 (S) 390

* (W) はワークショップ、(S) はセミナーの受講者数。

5 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療観察等に関する業務

(1) 概要

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（医療観察法）は、心神喪失又は心神耗弱の状態で重大な他害行為を行った者に対して、適切な医療を提供し、社会復帰を促進することを目的としています。

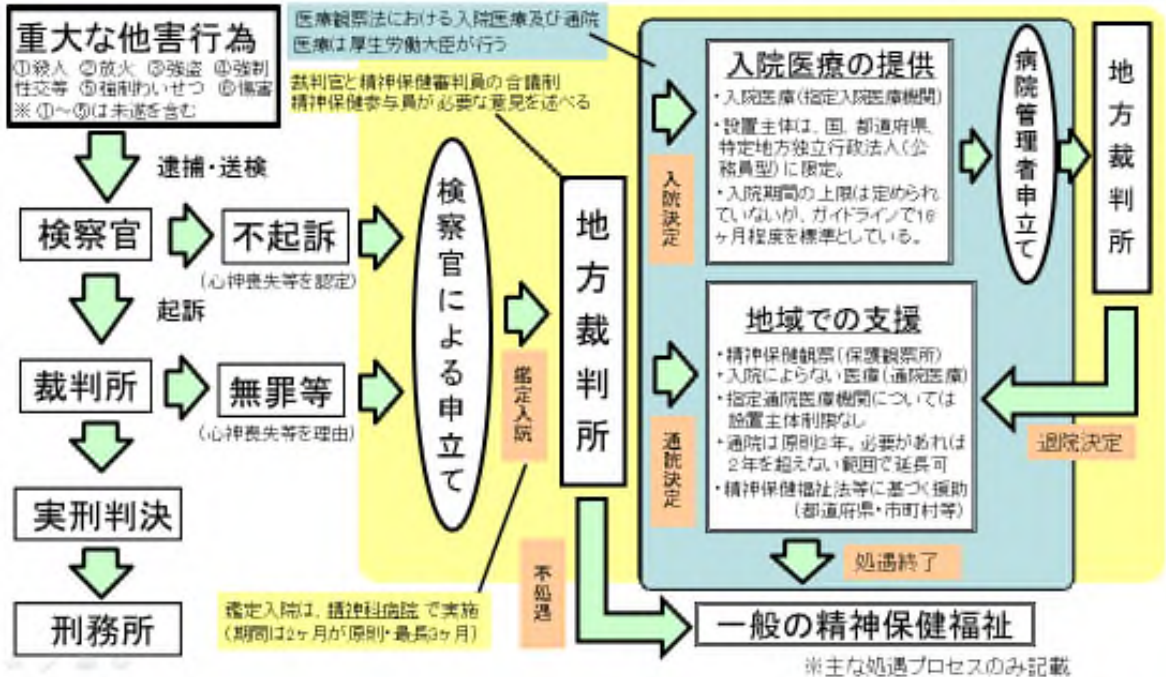
東北厚生局では、対象者に医療の提供をする医療機関の指定、対象者が医療を受ける指定医療機関の選定、対象者入院時の移送業務、指定医療機関に対する指導監査を行っています。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の仕組み

(制度は、法務省・厚生労働省共管)

平成15年7月成立・公布、平成17年7月15日施行

心神喪失等で重大な他害行為を行った者に対して、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、病状の改善及び同様の行為の再発防止を図り、その社会復帰を促進するよう、対象者の処遇を決定する手続等を定めるもの。



図：医療観察法制度の仕組み（厚生労働省ホームページより）

(2) 実績

・指定入院医療機関

(単位：件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
新規指定	1	0	0	0	0
廃止・辞退の受理	0	0	0	0	0
指定の取消	0	0	0	0	0
入院医療機関の選定	28	15	10	15	12

・指定通院医療機関

(単位：件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
新規指定	13	20	10	9	11
廃止・辞退の受理	17	3	0	1	4
指定の取消	0	0	0	0	0
通院医療機関の選定	16	17	15	10	15

6 薬事監視等業務

(1) 概要

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律により、医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可等は厚生労働大臣が与えることとなっており、その権限の一部は地方厚生局長に委任されています。東北厚生局では、医薬品（生物学的製剤、放射性医薬品等）の製造業の許可等に係る業務を行っています。

また、毒物及び劇物取締法により、毒物及び劇物の製造業・輸入業の登録業務等について、厚生労働大臣から地方厚生局長に権限が委任されており、東北厚生局では、これらに係る業務を行っています。

(2) 実績

・ 医薬品製造業の許可関係業務

(単位：件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
許可申請	0	0	0	0	0
許可更新申請	0	0	0	2	1
管理者承認	0	1	1	0	2
変更届等	4	6	7	5	7

・ 毒物及び劇物の製造業・輸入業の登録関係業務

(単位：件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
登録申請	3	2	2	2	2
登録更新申請	9	9	11	9	9
変更届等	44	43	25	36	39

7 再生医療等安全性確保法に関する業務

(1) 概要

再生医療等の迅速かつ安全な提供を図るため、平成26年11月25日に再生医療等の安全性の確保等に関する法律（再生医療等安全性確保法）が施行されました。

東北厚生局では、再生医療等を提供する機関の提供計画の受付（第二種、第三種）、再生医療等委員会の認定（第三種）及び細胞培養加工施設を設置する機関の許可及び届出に関する業務等を行っています。

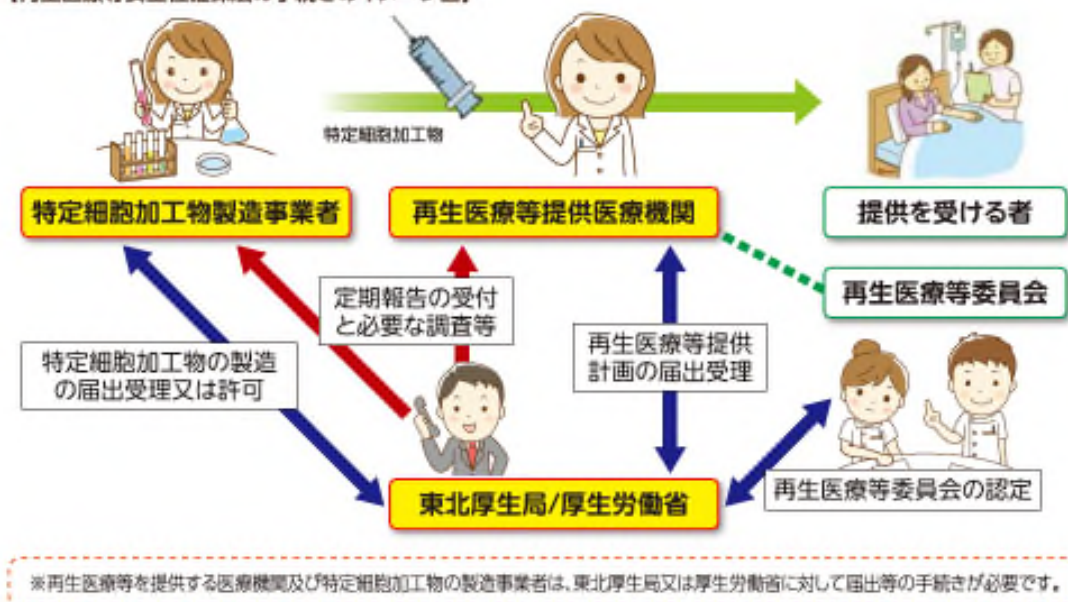
※再生医療のリスク分類について

第一種：高リスク（ES細胞、iPS細胞等）

第二種：中リスク（体性幹細胞等）

第三種：リスクの低いもの（加工した体細胞等）

【再生医療等安全性確保法の手続きのイメージ図】



(2) 実績

・再生医療等安全確保法に係る届出等

(単位：件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
再生医療等提供計画の受付	0	156	20	16	21
再生医療等委員会の認定	0	4	0	1	0
細胞培養加工施設の許可申請・届出	2	110	8	13	14

8 看護師の特定行為研修に関する業務

(1) 概要

2025年に向けて、在宅医療等の推進を図っていくため、医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書等により一定の診療の補助を行う看護師を養成し確保していく必要があります。そのために、保健師助産師看護師法に基づき看護師の特定行為研修制度が創設され、平成27年10月1日に施行されました。

東北厚生局では、特定行為研修を行う施設の指定に関する業務や特定行為研修を修了した看護師に関する報告書の受理等を行っています。

(2) 実績

・特定行為研修に係る業務

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
指定申請（件）	3	3	1	3
変更届（件）	0	4	9	14
変更申請（件）	0	0	3	1
実地調査（件）	4	4	1	3
特定行為研修修了者（人）	3	38	27	34

9 臨床研究法に関する業務

(1) 概要

医薬品等を人に対して用いることにより、その医薬品等の有効性・安全性を明らかにする臨床研究を法律の対象とすることとし、臨床研究の対象者をはじめとする国民の臨床研究に対する信頼の確保を図ることを通じてその実施を推進し、もって保健衛生の向上に寄与することを目的として「臨床研究法」が平成29年4月14日に公布され、平成30年4月1日に施行されました。

東北厚生局では、特定臨床研究の実施に関する計画の受付、特定臨床研究の実施計画を審査する臨床研究審査委員会の認定等に関する業務を行っています。

※特定臨床研究

- ・臨床研究のうち、医薬品等製造販売業者又はその子会社等から研究資金等の提供を受けて実施する臨床研究。
- ・未承認医薬品等又は適応外医薬品等を用いる臨床研究。

※臨床研究審査委員会

臨床研究に関する専門的な知識経験を有する者により構成される委員会。

(2) 実績

・臨床研究法に係る業務（単位：件）

	平成30度
実施計画の受付	50
臨床研究審査委員 会の認定	3

VII 食品衛生課

食品衛生課は、食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程の承認・立入調査や登録検査機関の登録・立入検査以外に、輸出水産食品や食肉の認定施設等への査察、健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の監視指導などの業務を実施しています。

1 食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程の承認等の業務

(1) 概要

加工食品の危害発生を未然に防ぐ手法として、食品の原料受入から製造・出荷までのすべての工程において危害分析し、これを除去できる重要な工程を連続的に監視・記録するシステム（HACCP）があります。

総合衛生管理製造過程は、HACCPに基づいて衛生管理を実施する施設を厚生労働大臣が承認する制度です。食品衛生課では食品工場からの申請書の受理・審査や承認、さらに承認後の定期的な監視を行っています。

本制度は、以下の食品が対象となっています。

ア 牛乳、山羊乳、脱脂乳、加工乳

イ クリーム、アイスクリーム、無糖練乳、無糖脱脂練乳、脱脂粉乳、発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料

ウ 清涼飲料水

エ 食肉製品（ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するもの。）

オ 魚肉練り製品（魚肉ハム・ソーセージ、鯨肉ベーコンその他これらに類するもの。）

カ 容器包装詰加圧加熱殺菌食品（食品であって、気密性のある容器包装に入れ、密封した後、加圧加熱殺菌したもの。）

(2) 業務実績

東北厚生局では、東北管内にある36承認施設56品目について、承認品目毎に立入検査等を実施し、改善を要する施設には、文書で改善指導しました。

ア 新規の申請

平成30年度に申請した施設はありませんでした。

イ 変更の申請

平成30年度に申請した施設はありませんでした。

ウ 承認対象品目の返上等

平成30年度に返上した施設は、1施設でした。

実績推移	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
新規申請	0件	0件	0件	0件	0件
一部承認変更申請	1件	2件	0件	2件	0件
承認更新申請	18件	5件	16件	16件	5件
承認対象品目の返上等	0件	2件	1件	1件	1件
立入検査等	19件	16件	16件	16件	10件

(3) 食品品目毎の承認状況（全国比）

平成31年3月28日現在

承認件数	乳	乳製品	食肉製品	魚肉練り製品	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	清涼飲料水	合計
東北	24	14	13	1	0	4	56
全国	201	173	102	22	9	132	639

2 食品衛生法に基づく登録検査機関の登録等の業務

(1) 概要

登録検査機関が輸入食品等の製品検査を実施する場合は、厚生労働大臣の登録が必要となります。食品衛生課では、登録申請のあった検査機関の検査精度や正確性に関する適合状況等を事前に審査しています。また、登録後においても、適切な管理下で理化学的検査や細菌学的検査や動物を用いる検査が実施されているか確認するための定期的な立入検査を行っています。

(2) 業務実績

平成30年度における東北6県の登録検査機関は11施設で、東北厚生局ではこれらすべての施設について立入検査を実施し、改善を必要とする事項は文書で通知しました。

なお、平成30年度に更新等が行われた施設や変更の申請や届出については、以下のとおりです。

ア 業務規程の変更認可

平成30年度において、1施設でした。

イ 登録の更新申請に係る通知

平成30年度において、6施設でした。

ウ 新規申請に係る登録及び製品検査の業務廃止

平成30年度において、新規申請は1施設、業務廃止は1施設でした。

実績推移	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
登録検査機関・ 検査施設数	11 施設	11 施設	11 施設	11 施設	11 施設

3 輸出水産食品の認定施設などに対する査察等の業務

(1) 概要

米国やEU（欧州連合）等の国では、諸外国から輸入される食品について、自国と同等の衛生的な管理（HACCP等）を輸出国へ義務づけています。食品衛生課では、受入国の基準を満たした国内の水産食品の製造・加工施設に対して定期的な査察を行っています。また、韓国、中国、台湾、メキシコ及びインド向けの水産食品にあたっては、これらの国から衛生証明書の添付が求められているため、衛生証明書発行の業務を行っています。

(2) 対米輸出水産食品の認定加工施設への査察等

ア 概要

米国へ水産食品を輸出する場合、製造・加工施設におけるHACCPの手法に基づいた衛生管理の実施や都道府県等による施設の認定・監視、さらに各地方厚生局による現地査察の実施等が必要となります。

食品衛生課では、現地査察を実施し、製造・加工施設の衛生管理等について確認しています。

イ 業務実績

平成30年度は、認定された以下の3施設について、現地査察を実施しました。

- ①成邦商事(株)（青森県青森市：冷凍ホタテ貝柱）
- ②武輪水産(株)（青森県八戸市：しめ鯖）
- ③(株)中外フーズ（福島県伊達郡梁川町：味付数の子、ほっき、いい蛸等）

なお、新規の認定や取り消しを行った施設はありませんでした。

実績推移	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
認定施設数	3施設	3施設	3施設	3施設	3施設

(3) 対EU輸出水産食品の認定加工施設等への査察等

ア 概要

EUへ水産食品を輸出する場合、輸出国の製造加工施設や生産漁船等はEUの定めた認定や登録要件に適合する必要があるため、また、輸出毎に食品・動物衛生証明書（以下、「衛生証明書」）を添付することが義務づけられています。

また、漁業従事者を含む関係事業者が遵守すべき水産物の衛生的な取扱いやHACCPシステムを導入した加工施設の衛生管理以外に、衛生証明書の発行や都道府県等による施設の監視、さらに各地方厚生局による現地査察の実施等が必要となります。

食品衛生課では、認定施設に対し、6カ月に1回以上、登録市場へは年に1回の現地査察を実施しています。

イ 業務実績

平成30年度は、以下の認定施設等について、現地査察を実施しました。

- ①成邦商事(株) (認定施設)
- ②地方卸売市場八戸市第三魚市場A棟 (登録施設)
- ③青森県平内漁港 (ホタテガイの養殖・陸揚げ場)
- ④青森市保健所 (衛生証明書発行機関)

なお、新規の認定や取り消しを行った施設はありませんでした。

実績推移	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
認定施設数	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設
登録施設数	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設

(4) 対韓国輸出水産食品の衛生証明書発行業務等

ア 概要

韓国へ冷凍食用鮮魚介類頭部や冷凍食用鮮魚介類内臓を輸出する場合、処理施設等の事前登録や輸出国の関係当局が発行した証明書の添付が求められています。

食品衛生課は、輸出者から衛生証明書発行の申請書が提出された場合、審査し、衛生証明書を発行しています。また、東北厚生局管内の登録施設は、平成31年3月31日現在、5施設あり、必要に応じて監視等を実施しています。

イ 業務実績

平成30年度は、衛生証明書の発行はありませんでした。

また、新規の認定や取り消しを行った施設はありませんでした。

実績推移	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
衛生証明書 発行件数	0件	0件	0件	2件	0件

(5) 対中国輸出水産食品の衛生証明書発行業務等

ア 概要

中国へ水産食品を輸出する場合は、処理施設等の事前登録や輸出国の行政機関が発行した衛生証明書の添付が求められています。

食品衛生課では、輸出者から衛生証明書発行の申請書が提出された場合、審査し、衛生証明書を発行しています。

また、東北厚生局管内の登録施設は、平成31年3月31日現在、202施設あり、必要に応じて監視等を実施しています。

イ 業務実績

平成30年度は、衛生証明書を283件発行しました。

実績推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
衛生証明書 発行件数	327 件	244 件	334 件	156 件	283 件

*平成26年1月1日より発行

(6) 対台湾輸出貝類の衛生証明書発行業務等

ア 概要

台湾に貝類を輸出する場合は、取扱施設輸出国の行政機関が発行した衛生証明書の添付が求められています。

食品衛生課では、輸出者から衛生証明書発行に係る申請書が提出された場合、審査し、衛生証明書を発行しています。また、東北厚生局管内の施設に対し、必要に応じて調査を実施しています。

イ 業務実績

平成30年度は、衛生証明書を148件発行しました。

実績推移	平成 29 年度	平成 30 年度
衛生証明書 発行件数	4 件※	148 件

*平成30年1月1日より発行

(7) 対メキシコ輸出水産食品の衛生証明書発行業務等

ア 概要

メキシコに水産食品を輸出する場合は、取扱施設輸出国の行政機関が発行した衛生証明書の添付が求められています。

食品衛生課では、輸出者から衛生証明書発行に係る申請書が提出された場合、審査し、衛生証明書を発行しています。

イ 業務実績

平成30年度は、衛生証明書の発行はありませんでした（平成30年8月31日より発行）。

(8) 対インド輸出水産食品の衛生証明書発行業務等

ア 概要

インドへ水産食品を輸出する場合、処理施設等の事前登録や輸出国の関係当局が発行した証明書の添付が求められています。

食品衛生課は、輸出者から衛生証明書発行の申請書が提出された場合、審査し、衛生証明書を発行しています。また、東北厚生局管内の登録施設は、平成31年3月31日現在、2施設あり、必要に応じて監視等を実施しています。

イ 業務実績

平成30年度は、衛生証明書の発行はありませんでした（平成30年6月22日より発行）。

また、新規の登録施設は2施設でした。

実績推移	平成30年度
登録施設	2件

4 対米、対シンガポール、対香港、対カナダ及び対オーストラリア輸出食肉の認定施設などに対する査察等の業務

(1) 概要

米国等へ食肉を輸出する場合、厚生労働省により施設等の衛生管理や食肉検査体制等について施設認定を受ける必要があります。

東北厚生局では、所管する岩手県の認定施設や食肉衛生検査所に対して、適正な衛生管理や衛生証明書の管理状況等の確認のため、毎月1回査察を実施しています。

(2) 業務実績

平成30年度は、認定された以下の施設について、通知に基づき毎月1回の現地査察を実施しました。

- ・(株)いわちく（岩手県紫波郡紫波町：牛肉）

実績推移	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
現地査察施設数	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設
査察回数	12回	14回	12回	12回	12回

5 健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の規制に関する業務

(1) 概要

食品として販売されているものの中には、必ずしも実証されていない健康の保持・増進効果についての虚偽又は誇大な表示がされているものが見受けられ、さらにそれらの食品を長期的かつ継続的に消費することにより、消費者が必要とする診療の機会を逸するなど、健康に重大な支障を引き起こす可能性があります。このような虚偽又は誇大な表示は健康増進法で禁止されています。

食品衛生課では、消費者庁や都道府県等と連携し、食品の不適正な広告等の監視を行っています。

(2) 平成30年度業務実績

自治体からの事例報告の受理件数 72件でした。

実績推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
自治体からの事例報告の受理件数	52 件	22 件	28 件	55 件	72 件

6 大規模食中毒発生時の関係機関との調整に関する業務

(1) 概要

500名を超える大規模な食中毒患者が発生した場合や食中毒患者の所在地が複数の都道府県にわたる広域食中毒の場合に、厚生労働大臣は都道府県知事等に対して調査の要請を求めることができます。また、事故の発生状況に応じて地方厚生局職員が現場に派遣され、都道府県等との連絡調整、情報収集、現場調査の立ち会いを行います。

(2) 平成30年度の業務実績

平成30年度においては、実績はありませんでした。

7 自由販売証明書の発行業務

(1) 概要

国内製品を輸出する際に、その製品が国内で製造され、問題無く国内流通していることを証明する自由販売証明書を輸出先国から求められることがあります。

食品衛生課では、輸出者から自由販売証明書の申請書が提出された場合、審査し、自由販売証明書を発行しています。

(2) 平成30年度の業務実績

平成30年度においては、自由販売証明書を7件発行しました。

実績推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
自由販売証明書発行件数	2 件	10 件	1 件	7 件	7 件

*平成25年6月20日より発行

VIII 地域包括ケア推進課

地域包括ケア推進課は、少子高齢化が進む中で、高齢者が重度な要介護状態や認知症になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築に向け、都道府県を通じた市町村支援業務に取り組んでいます。

1 東北厚生局地域包括ケア推進本部の運営

(1) 業務の概要

局による効率的な業務を実施するため、局内の関係課等で組織する東北厚生局地域包括ケア推進本部会議を開催し、課の業務方針や進捗状況等についての意見交換や情報共有を図っています。

(2) 実績

＜東北厚生局地域包括ケア推進本部会議の開催状況＞

	回数	開催状況
平成30年度	4回	5月、9月、12月、2月

2 東北厚生局地域包括ケア推進意見交換会の運営

(1) 業務の概要

管内の県及び市町村における地域包括ケアシステム構築に関する取組の支援を目的に、各県における市町村が行う地域支援事業の支援方策等について、意見交換・情報共有を行う会議を開催しています。

(2) 実績

＜東北厚生局地域包括ケア推進意見交換会の開催状況＞

	回数	開催状況
平成30年度	2回	6月、2月

3 地域支援事業に関する業務

(1) 管内市町村等の取組状況の把握

①業務の概要

管内各県から収集した情報等をもとに、総合事業等を実施する市町村を訪問し、取組状況を把握するとともに、その取組状況について当局ホームページへの掲載等により管内市町村等へ情報提供しています。

②実績

＜市町村視察の状況＞

県名	平成30年度訪問市町村
青森県	黒石市、十和田市、田舎館村、大間町、三沢市
岩手県	矢巾町、盛岡市
宮城県	角田市
秋田県	由利本荘市、秋田市、羽後町
山形県	寒河江市、白鷹町、高畠町
福島県	田村市、鮫川村、川俣町

計17市町村

(2) セミナー等の開催

①業務の概要

管内市町村が地域包括ケアシステムの構築を推進するに当たり、総合事業等の円滑な実施と事業内容の充実に資するため、総合事業等に関するセミナー等を開催しています。

②実績

＜取組事例発表会・セミナーの開催状況＞

実施日	セミナーの名称	場 所	参加者数
平成30年7月12日	在宅医療・介護連携推進事業の取組に係る市町村セミナー	仙台市	69名
平成30年12月12日	認知症の人の見守り体制の構築に係る市町村セミナー	仙台市	46名
平成31年3月13日	市町村セミナー（地域共生社会）	仙台市	46名

4 認知症施策に関する道・県ブロック会議

(1) 業務の概要

北海道厚生局との共催で、北海道及び管内各県の認知症施策に係る担当者の参加のもと、認知症施策の推進について意見交換・情報共有を行う会議を開催しています。

(2) 実績

＜認知症施策に関する北海道・東北厚生局管内道県ブロック会議の開催状況＞

	回数	開催状況
平成30年度	1回	8月

5 地域医療介護総合確保基金（介護分）の執行状況の把握

（1）業務の概要

地域医療介護総合確保基金（介護分）の執行状況等（基金残高、事業量）の調査や、介護従事者確保分に関する各県ヒアリングを通じて事業の進捗状況を把握するとともに、各県への助言・支援を行っています。

（2）実績

執行状況等の調査は年2回（11月、2月）実施しています。また、介護従事者確保分に関する各県ヒアリングを平成30年5月14日から23日にかけて実施しています。

6 地域支援事業交付金の執行状況の把握等

（1）業務の概要

交付申請書（当初・変更）の取りまとめ及び交付決定や、実績報告書の各県分の取りまとめ等を実施しています。

（2）実績

当初交付申請にかかる交付決定は平成30年9月10日、変更交付申請にかかる交付決定は平成31年3月11日に実施しています。また、実績報告の取りまとめは平成30年6月から7月にかけて実施しています。

7 第7期介護保険事業（支援）計画に関する進捗状況の把握等

（1）業務の概要

第7期介護保険事業（支援）計画の進捗については、厚生労働省老健局と連携を図りながら管内6県を通じて状況を把握し、県に対して必要な助言・支援を行っています。

（2）実績

平成30年11月12日に各県担当者に対し、介護保険事業（支援）計画の進捗管理にかかる説明会を実施しています。また、各県の同計画の進捗管理にかかるヒアリングを平成31年1月29日から2月1日にかけて実施しています。

8 地域包括ケアシステムに係る講演依頼等への対応

（1）業務の概要

地域包括ケアシステムの構築や認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の普及・啓発に資することを目的に、管内各県及び関係団体等が主催する会議・研修会等に講演者やシンポジストとして参加しています。

(2) 実績

＜関係団体等に対する講演の実施状況＞

実施日	大会・研修会等の名称	場 所	内 容
平成30年10月16日	都道府県看護協会支部役員等研修会	盛岡市	講演
平成30年11月16日	宮城発これからの福祉を考える全国セミナー	仙台市	講演

9 地方支分部局との連携

(1) 業務の概要

国の地方支分部局との連携による各種会議・研究会を開催し、地域包括ケアシステムの構築に向けた普及・啓発を行っています。

(2) 実績

＜地方支分部局との連携による会議等の実施状況＞

実施日	大会・研修会等の名称	場 所	連携機関
平成31年1月24日	農福連携推進東北ブロックシンポジウム	仙台市	東北農政局
平成31年1月28日	高齢社会に対応した居住支援・福祉まちづくりに関する研究会	盛岡市	東北地方整備局

IX 保険年金課

保険年金課は、健康保険組合、全国健康保険協会支部及び企業年金等の監督、認可等の事務を行っています。

1 健康保険組合に関する業務

(1) 概要

健康保険組合は、健康保険法に基づき国に代わって健康保険事業である被保険者及び被扶養者（以下「被保険者等」という。）に対する保険給付と保健・福祉事業を行う公法人です。

健康保険組合は、企業の事業主とその企業に使用される被保険者等で組織されますが、1企業により組織され700人以上の被保険者で構成される「単一健康保険組合」と、同業種の複数の企業により組織され3,000人以上の被保険者で構成される「総合健康保険組合」があり、法令の範囲で健康保険組合独自の健康保険事業を行うことができます。

東北厚生局では、管内6県に所在する健康保険組合の設立・合併・解散等の事務指導、認可申請書等の審査事務、届書の確認事務等及び健康保険組合の適正な事業運営を確保するために実地指導監査を行っています。

(2) 根拠法令等

- ・ 健康保険法第29条、第205条
- ・ 厚生労働省設置法第18条
- ・ 厚生労働省組織規則第707条第80号、第718条第3号

(3) 業務実績（平成26年度～平成30年度）

管内の健康保険組合から提出された規約変更認可申請書等の処理件数及び実地指導監査実施件数は以下のとおりです。

（単位：件）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
規約変更の認可等	679	734	782	660	578
実地指導監査	11	11	11	10	11

〔監査における主な指示事項〕

- ・ 公告の一部に理事長決裁が漏れていたため、決裁終了後に公告すること。
- ・ 健康管理事業推進委員会の活動において、保健事業の企画立案、実施計画の策定、実施結果の分析・評価を行い、理事会に対し意見を求めること。
- ・ 支出証拠書（領収書、請求書）には、事故防止のため「支払済」等の表示をすること。

2 全国健康保険協会に関する業務

(1) 概要

全国健康保険協会は健康保険法に基づき、国に代わって健康保険事業である被保険者等に対する保険給付と保健・福祉事業を行う公法人です。以前は国が運営し政府管掌健康保険といわれていましたが、平成 20 年 10 月 1 日に全国健康保険協会が設立され、全国 47 都道府県に全国健康保険協会支部が設置されました。

東北厚生局では、管内 6 県に所在する全国健康保険協会支部が行う滞納処分等の認可申請書の審査事務等及び適正な事業運営を確保するため、全国健康保険協会支部に対する立入検査等を行っています。

(2) 根拠法令等

- ・ 健康保険法第 7 条の 38、同条の 39、第 205 条
- ・ 厚生労働省設置法第 18 条
- ・ 厚生労働省組織規則第 707 条第 77 号及び第 78 号、第 718 条第 1 号及び第 2 号

(3) 業務実績（平成 26 年度～平成 30 年度）

管内の全国健康保険協会支部から提出された認可申請書等の処理件数及び立入検査等実施件数は以下のとおりです。

(単位：件)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
認可申請書等の認可	15	22	21	14	10
立入検査等	2	2	2	2	2

3 厚生年金基金に関する業務

(1) 概要

厚生年金基金は、厚生年金保険法に基づき、企業等が厚生労働大臣の許可を受け、国の老齢厚生年金の一部を国に代わって支給（代行給付）するとともに、独自の上乗せ給付（プラスアルファ給付）を行い、各厚生年金基金の加入員に対し、より手厚い老後保障を行うことを目的として設立された公法人です。

平成 25 年の法律改正（公的年金制度の健全性及び信頼性確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律）によって平成 26 年 4 月以降は厚生年金基金の新設は認められないこととなっています。

東北厚生局の管内 6 県に所在した厚生年金基金はすべて解散または他制度に移行したため、解散した厚生年金基金に対する財産目録等の承認申請時の実地監査及び清算業務に関する指導及び相談等の業務を行っています。

(2) 根拠法令等

- ・ 厚生年金保険法第 178 条、第 179 条、第 180 条
- ・ 厚生年金基金令第 56 条
- ・ 厚生労働省設置法第 18 条

(3) 業務実績（平成 26 年度～平成 30 年度）

管内の厚生年金基金の实地指導監査実施件数は以下のとおりです。

(単位：件)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
实地指導監査	1	2	3	9	5

4 国民年金基金に関する業務

(1) 概要

国民年金基金は、国民年金法に基づき、自営業者やフリーランスの方など（国民年金の第 1 号被保険者）を対象とする老齢基礎年金の上乗せの年金給付です。

国民年金基金の種類は、同一都道府県内の居住者で組織する「地域型国民年金基金（47基金）」と「同種の事業等に従事する者で組織する「職能型国民年金基金（25基金）」がありましたが、平成31年4月に全地域型国民年金基金と22の職能型国民年金基金が合併した「全国国民年金基金（49基金）」が設立されました。

東北厚生局では、平成31年3月までは管内6県に所在した国民年金基金の規約変更認可申請書等の認可・受理等の業務や当該基金の適正な事業運営を確保するために实地監査を実施していました。

(2) 根拠法令等

- ・ 国民年金法第 141 条、第 142 条、第 142 条の 2
- ・ 国民年金基金令第 53 条
- ・ 厚生労働省設置法第 18 条
- ・ 厚生労働省組織規則第 707 条第 81 号、第 718 条第 4 号

(3) 業務実績（平成 26 年度～平成 30 年度）

管内の国民年金基金の实地指導監査実施件数は以下のとおりです。

(単位：件)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
实地指導監査	2	2	2	2	2

5 確定給付企業年金に関する業務

(1) 概要

確定給付企業年金は、運営形態により企業法人が法人格のある企業年金基金を厚生労働大臣の認可を受けて設立する「基金型」と、労使が合意した年金規約を制定し、厚生労働大臣の承認を受ける「規約型」の2種類があり、年金資産を管理・運用して年金給付を行っています。

東北厚生局では、管内6県に所在する企業年金基金及び確定給付企業年金を実施している事業主に係る規約承認・認可申請書、規約変更承認・認可申請書、規約変更届出書等の受理・承認・認可等の業務及び基金等の適正な事業運営を確保するために書面または実地指導監査業務を行っています。

(2) 根拠法令等

- ・ 確定給付企業年金法第101条、第102条、第104条
- ・ 厚生労働省設置法第18条
- ・ 厚生労働省組織規則第707条第82号、第718条第5号

(3) 業務実績（平成26年度～平成30年度）

管内の確定給付企業年金実施事業所から提出された規約変更認可申請書等の処理件数及び監査実施件数は次のとおりです。

(単位：件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
規約変更の認可等	1,105	1,020	1,042	1,003	1,029
(新規承認)	(3)	(14)	(14)	(15)	(7)
書面監査	120	120	78	120	120
実地指導監査	(40)	(17)	(10)	(10)	(10)

()内は上段の再掲

[監査における主な指示事項]

- ・ 資格喪失者等に対して、脱退一時金相当額の移換（企業年金の通算措置）に関する事項の説明を行うこと。
- ・ 受給権の裁定その他給付に関する処分をしたときは、その内容を速やかに請求者に通知すること。
- ・ 確定給付企業年金の業務概況については、規約に規定される事項を、毎事業年度1回以上、加入者に周知すること。

6 確定拠出年金に関する業務

(1) 概要

確定拠出年金は、掛金を企業が拠出する「企業型年金」と加入者自身が拠出する「個人型年金（iDeCo）」があります。

拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、掛金とその運用収益との合計額をもとに年金給付額が決定される年金制度です。

東北厚生局では、管内6県に所在する確定拠出年金を実施している事業所に係る規約承認申請書及び規約変更承認申請書・規約変更届出書等の承認・受理等の業務を行っています。

(2) 根拠法令等

- ・ 確定拠出年金法第103条、第104条、第114条第3項
- ・ 厚生労働省設置法第18条
- ・ 厚生労働省組織規則第707条第82号、第718条5号

(3) 業務実績（平成26年度～平成30年度）

管内の確定拠出年金実施事業所から提出された届出報告書等の処理件数は以下のとおりです。

(単位：件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
規約変更の認可等	257	210	266	239	176
(新規承認)	(7)	(10)	(8)	(15)	(17)

() 内は上段の再掲

X 管理課

管理課は、特定医療法人や医療保健業を行う公益法人等に関する税制措置に係る証明業務、国民健康保険の保険者、国民健康保険団体連合会及び後期高齢者医療制度の技術的助言・指導監督、社会保険診療報酬支払基金支部の監督を行っています。

1 特定医療法人が、厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明について

(1) 概要

特定医療法人とは、医療法人が税法上の承認を国税庁長官から受け、当該承認後に終了する各事業年度において、法人税率の軽減の適用を受ける医療法人のことです。

東北厚生局では、特定医療法人として、法人税率の軽減の適用を受ける要件とされている厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（下記ア～カ）を満たすものである旨の証明書の交付事務を行っています。

【軽減税率適用要件】

- ア 社会保険診療に係る収入金額及び健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額の合計額が全収入金額の100分の80を超えること。
- イ 自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。
- ウ 医療診療収入が、医師、看護師等の給与、医療提供に要する費用等患者のために直接必要な経費の額に100分の150を乗じた額の範囲内であること。
- エ 役職員一人につき年間の給与総額が、3,600万円を超えないこと。
- オ その医療施設のうち一以上のものが、次のいずれかに該当すること。
 - ・病院であって、40人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
 - ・専ら、皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療を行う病院であって、30人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
 - ・救急病院である旨を告示されていること。
 - ・救急診療所である旨を告示され、かつ、15人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
- カ 医療施設ごとに、特別の療養環境に係る病床数が当該医療施設の有する病床数の100分の30以下であること。

【優遇措置の内容】

法人税において19%（通常は23.2%）の軽減税率が適用されます。

(2) 根拠法令等

- ア 租税特別措置法 第67条の2第1項
- イ 租税特別措置法施行令 第39条の25第1項第1号

(3) 実績

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
証明件数	24	23	21	22	21

2 医療保健業を行う公益法人等に対する法人税法上の非課税措置に係る証明について

(1) 概要

平成20年度税制改正により、①非営利型の一般社団法人のうち、いわゆるオープン病院事業を行う医師会や歯科医師会で、一定の基準を満たしたものの、②法人税法の別表第2に掲げる公益法人等のうち、無料低額な診療を行う法人で、一定の基準を満たしたものについて、その法人が行う医療保健業は収益事業の範囲から除外される（法人税が非課税とされる）こととなりました。

東北厚生局では、非課税措置制度の適用を受けるために必要となる要件を満たしている公益法人であることの証明書の交付を行っています。

【適用基準】

ア オープン病院事業を行うもの

事業要件 平成20年厚生労働省告示第297号

収入要件 平成20年厚生労働省告示第297号

イ 無料低額な診療を行う病院事業を行うもの

事業要件 法人税法施行規則第6条第4号

収入要件 平成20年厚生労働省告示第298号

なお、②において、特例社団・財団法人、公益社団・財団法人については収入要件を必要としません。

【優遇措置の内容】

医療保健業について、収益事業の範囲から除外され、法人税が非課税とされます。

(2) 根拠法令等

ア 法人税法施行令第5条第1項第29号ヲ

法人税法施行規則第5条第6号

イ 法人税法施行令第5条第1項第29号ヨ

法人税法施行規則第6条第4号

法人税法施行規則第6条第7号

(3) 実績（全て②無料低額な診療を行う法人）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
証明件数	19	16	17	15	15

3 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の技術的助言・指導監督について

(1) 概要

国民健康保険の保険者は市町村（特別区を含む）と、土木建築業者等の同業者で組織する国民健康保険組合であり、被保険者は被用者保険（健康保険や共済組合等）に加入していない自営業者や農業者等です。また、国民健康保険団体連合会とは、国民健康保険法第83条に基づき、保険者がその目的を達成するため、共同して設立する組織です。

東北厚生局では、国民健康保険事業が健全に運営されるよう、国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の行う業務（介護保険事業関係業務を除く。）の指導を行っています（「東北厚生局所管国民健康保険団体連合会一覧」は参考資料(1)参照）。

(2) 根拠法令等

- ア 国民健康保険法第106条、第108条、第119条
- イ 厚生労働省設置法第18条
- ウ 地方自治法第245条の4、5、6、7
- エ 厚生労働省組織規則第710条の3第6号

(3) 実績

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
技術的助言・指導監督	6県10市町 3国保連合会	6県9市町 3国保連合会	6県9市町 3国保連合会	6県9市町 3国保連合会	6県10市町 3国保連合会

4 後期高齢者医療制度に係る技術的助言・指導監督について

(1) 概要

後期高齢者医療制度は、平成20年4月に創設された他の健康保険から独立した医療保険制度です。保険者は都道府県ごとに全市町村が加入する広域連合（後期高齢者医療広域連合）、被保険者は75歳以上の方等です。

東北厚生局では制度の適切な運営のため、県、後期高齢者医療広域連合及び市町村並びに国民健康保険団体連合会における後期高齢者医療制度の業務の指導を行っています（「東北厚生局所管後期高齢者医療広域連合一覧」は参考資料(2)参照）。

(2) 根拠法令等

- ア 高齢者の医療の確保に関する法律第3条、第133条、第162条
- イ 厚生労働省設置法第18条
- ウ 地方自治法第245条の4、5、6、7、8
- エ 厚生労働省組織規則第710条の3第3号～第5号

(3) 実績

(単位：広域連合)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
技術的助言・指導監督	6	6	6	6	6

5 社会保険診療報酬支払基金支部の監督について

(1) 概要

社会保険診療報酬支払基金は、健康保険などの被用者保険にかかる診療報酬の審査支払機関（国民健康保険では、国民健康保険団体連合会）です。

支払基金は、医療機関から請求された診療報酬（診療内容）が適正であるかどうかを審査した上で、保険者（健康保険組合や共済組合等）に請求します。

保険者は、事業主と被保険者から納められた保険料により支払基金に診療報酬を払い込み、支払基金は、この診療報酬を毎月一定の期日までに医療機関に支払います。

このように、医療費は、医療機関、保険者が個別にそれぞれの請求・支払を行うのではなく、支払基金という公的な機関を通して適正に審査され支払われています。

東北厚生局では、社会保険診療報酬支払基金の東北6県支部の行う業務（高齢者医療制度関係業務及び介護保険関係業務を除く。）について、適正かつ効率的な運営を確保することを目的として、監督を行っています（「東北厚生局所管社会保険診療報酬支払基金一覧」は参考資料(3)参照）。

(2) 根拠法令等

- ア 社会保険診療報酬支払基金法第 28 条、第 30 条
- イ 社会保険診療報酬支払基金法施行規則第 14 条
- ウ 厚生労働省設置法第 18 条

(3) 実績

(単位：支部)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
監督	2 (秋田、山形)	2 (岩手、福島)	2 (青森、宮城)	2 (秋田、山形)	1 (岩手)

X I 医療課

医療課は、指導監査課及び各県事務所が行う保険医療機関・保険薬局並びに保険医・保険薬剤師や指定訪問看護事業者及びその他医療保険事業の療養担当者に対する指導監査等業務に関する指導監督を行っています。

また、特定機能病院及び臨床研究中核病院に対する立入検査などに関する業務を行っています。

1 各県事務所等が行う保険医療機関等に対する指導等の業務に関する事務の指導及び監督に関すること

(1) 概要

指導監査課（宮城県）及び各県事務所が行う指導監査等の業務について、進捗状況の把握及び業務支援を行っています。

(2) 各県事務所等

指導監査課（宮城県）、青森事務所、岩手事務所、秋田事務所、山形事務所、福島事務所

2 医療監視員に関すること

(1) 概要

医療監視員とは、医療機関に対し、報告の徴収、立入検査を行わせるため、医療法第26条の規定により命じられた職員です。

ア 特定機能病院に対する立入検査業務

特定機能病院は、高度の医療の提供能力と高度の医療技術の開発及び評価を行う能力を持ち、高度の医療に関する研修を行うなど、様々な機能を併せ持ち、厚生労働大臣の承認を受けた病院です。

東北厚生局では、承認を受けた特定機能病院が、法令に定められている人員及び構造設備等を有し、適切な管理が行われているかを検査し、不適切な場合は医療法第25条第3項の規定に基づき、立入検査を行っています。

立入検査には、医療指導監視監査官等の医療監視員が、書面調査や現場確認などの検査を行っています。

イ 臨床研究中核病院に対する立入検査業務

臨床研究中核病院は、日本発の革新的医薬品・医療機器の開発などに必要となる質の高い臨床研究を推進するため、国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的役割を担う、厚生労働大臣の承認を受けた病院です。

東北厚生局では、承認を受けた臨床研究中核病院が、法令に定められている人員及び構造設備等を有し、適切な管理が行われているかを検査し、不適切な場合は医療法第25条第3項の規定に基づき、立入検査を行っています。

立入検査には、医療指導監視監査官等の医療監視員が、書面調査や現場確認などの検査を行っています。

(2) 根拠法令等

医療法第 25 条第 3 項

(3) 実績

ア 特定機能病院の立入検査

立入検査は、原則として管内の 6 施設に対して年に 1 回実施しています。検査に当たっては、特に①医療安全のための体制の確保等、②院内感染対策の確保等、③食中毒対策の確保等、④無資格者による医療行為、⑤臨床研修を修了した旨の医籍への登録、⑥診療用放射線の安全管理対策の徹底、⑦放射線同位元素等による放射線障害防止対策、⑧立入検査の不適合・指摘事項の是正状況、⑨広告規制違反の確認、⑩重大な医療上の事故事例、院内感染事例が発生した場合の対応について確認するなどの指導を実施しました。

イ 臨床研究中核病院の立入検査

立入検査は、原則として管内の 1 施設に対して年に 1 回実施しています。検査に当たっては、特に①特定臨床研究を適正に実施するための体制等、②特定臨床研究を支援する体制、③特定臨床研究を実施するに当たり統計的な解析等に用いるデータの管理を行う体制、④特定臨床研究の倫理的及び科学的な妥当性に関する審査体制、⑤特定臨床研究に係る金銭その他の利益の収受及びその管理の方法に関する審査体制、⑥特定臨床研究に係る知的財産の適切な管理及び技術の移転の推進のための体制、⑦特定臨床研究に係る広報及び啓発の体制、⑧特定臨床研究の対象者等からの相談に応じるための体制について確認するなどの指導を実施しました。

X II 調査課

調査課は、保険医療機関等に関する情報の管理や指導部門における情報公開請求及び訴訟に関する業務を行っています。

1 行政文書（指導部門）開示請求業務

(1) 概要

国の行政機関が保有する情報の公開（開示）請求手続きを定めた「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（情報公開法）等に基づき、開示請求（指導部門）に係る文書特定等の業務を行っています。

なお、ホームページ掲載など積極的な情報公開に努めています。

(2) 根拠法令

行政機関の保有する情報の公開に関する法律

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

(3) 開示請求（指導部門）件数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開示請求件数	342	297	237	279

2 訴訟業務

(1) 概要

指導部門の行う業務について、提訴された場合に、法務局と連携をとりながら訴訟業務を行います。

(2) 根拠法令

国家賠償法第 1 条第 1 項、第 2 条第 1 項、行政訴訟法第 1 条第 1 項、第 3 項

(3) 訴訟（指導部門）対応件数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訴訟対応件数	0	0	0	0

X III 指導監査課・各県事務所

指導監査課及び各県事務所は、保険医療機関等に対する指導監査等の業務等を行います。
指導監査課は東北厚生局の所在する宮城県を、県事務所は東北厚生局管内の宮城県以外の各県を管轄しています。

名 称	所在地	管轄区域
青森事務所	青森市	青森県
岩手事務所	盛岡市	岩手県
指導監査課	仙台市	宮城県
秋田事務所	秋田市	秋田県
山形事務所	山形市	山形県
福島事務所	福島市	福島県

1 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督を行うこと

(1) 概要

公的医療保険の療養の給付を行うためには、医療機関や薬局は厚生労働大臣の指定を、医師や薬剤師は厚生労働大臣の登録を受ける必要があります。

指導監査課及び各県事務所では、各種申請・届出を受け付けるとともに、健康保険事業の健全な運営の確保を図るため、下記のとおり監督を行っています。

- ア 保険医療機関及び保険薬局並びに保険医及び保険薬剤師に対する、健康保険法第 73 条及び第 78 条に基づく、指導大綱及び監査要綱に則った指導監査。
- イ 健康保険法第 60 条、第 63 条、第 76 条、第 85 条、第 85 条の 2 及び第 86 条に基づく、保険医療機関等に対する基本診療料及び特掲診療料の施設基準等の調査。
- ウ 保険医療機関等の指定申請、保険医療機関等の関係事項変更、保険医等の登録申請、保険医等の異動等の届出に関する指導監督。
- エ 施設基準等の届出に関する指導監督及び 7 月 1 日現在の施設基準等の定時報告に関する受付、点検、指導。

(2) 根拠法令等

- ア 健康保険法 第 63 条～第 96 条
- イ 保険医療機関及び保険医療養担当規則
- ウ 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則
- エ 指導大綱（平成 20 年 9 月 30 日付け保発第 0930008 号通知 別添 1）
- オ 指導大綱関係実施要領
（平成 20 年 9 月 30 日付け保険局医療課医療指導監査室事務連絡 別添 1）

カ 監査要綱（平成 20 年 9 月 30 日付け保発第 0930008 号通知 別添 2）

キ 監査要綱関係実施要領

（平成 20 年 9 月 30 日付け保険局医療課医療指導監査室事務連絡 別添 2）

ク 厚生労働省告示 第 468 号（平成 20 年 9 月 30 日）

（3）実績

ア 保険医療機関等の指導監査状況 参考資料（1）のとおり

イ 保険医療機関等及び保険医等数 参考資料（1）のとおり

2 健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督（地方厚生局長の権限に属するものに限る）を行うこと

（1）概要

柔道整復師、はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費についての指導監査を行っています。

（2）根拠法令等

ア 柔道整復師の施術料金の算定方法（昭和 33 年 9 月 30 日保発第 64 号）

イ 柔道整復師の施術に係る療養費について

（平成 11 年 10 月 20 日保発第 144 号・老発第 682 号）

ウ 柔道整復師の施術に係る療養費の指導監査要綱

（平成 11 年 10 月 20 日保発第 145 号・老発第 683 号）

エ はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について

（平成 4 年 5 月 22 日保発第 57 号）（最終改正平成 28 年 9 月 23 日保発 0923 第 2 号）

オ はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて

（平成 30 年 6 月 12 日保発 0612 第 2 号）

カ はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費に関する指導及び監査について

（平成 30 年 6 月 12 日保発 0612 第 4 号）

（3）実績

柔道整復師の指導・監査状況 参考資料（1）のとおり

〔※ はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師の指導・監査は、令和元年度から実施となる。〕

3 地方社会保険医療協議会に置かれる部会の庶務を行うこと

（1）概要

東北地方社会保険医療協議会（Ⅱ 企画調整課 参照のこと）は、保険医療機関及び保険薬局の指定について審議するため、各県に部会を設置しており、その庶務は各県事務所（宮城県は指導監査課）が行っています。

(2) 根拠法令等

- ア 社会保険医療協議会法第1条第2項
- イ 社会保険医療協議会令第1条第1項
- ウ 東北地方社会保険医療協議会議事規則

(3) 実績

全ての部会で毎月1回、参集形式で部会を開催しています。

XIV 社会保険審査官室

社会保険審査官室は、健康保険法、厚生年金保険法、国民年金法等に基づき、厚生労働大臣、日本年金機構、全国健康保険協会等が行った被保険者の資格、標準報酬又は年金・保険給付等の処分に対する審査請求に関する事務を行っています。

審査請求は、被保険者や被保険者であった方等が、保険者に対して行った申請や請求について、保険者が現行の法律等に基づいた正当な決定（処分）を行っていないと思われるときに、その確認を社会保険審査官に対し行うものです。

1 審査請求の流れ

- (1) 被処分者からの照会・相談の対応、審査請求の受付
- (2) 審査請求事案に関する審理
 - ① 要件審理等
 - ア 要件審理
 - イ 補正、疎明
 - ウ 要件審理のための処分（必要に応じ原処分者から文書の提出を求めること等）
 - エ 受理又は却下の決定（受理の場合、原処分者へ通知を行う）
 - ② 本案審理
 - ア 審理のための処分
必要に応じ、次の処分を行う
 - ・請求人、参考人の審問等（必要に応じ調書を作成）
 - ・文書その他の物件の所有者等に対し、当該物件の提出を求める
 - ・鑑定人に鑑定させる
 - ・立入検査（関係人への質問、帳簿・書類等の物件の検査）
 - イ その他必要に応じ、職権審理、実地調査、労働基準監督署との連絡
- (3) 決定
 - ① 決定書の作成
 - ② 決定書の送達

根拠法令等

- i 健康保険法 189 条
- ii 厚生年金保険法 90 条（船員保険法 138 条）
- iii 国民年金法 101 条
- iv 社会保険審査官及び社会保険審査会法
- v 社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令
- vi 社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則

2 審査請求取扱状況（平成 26 年度～平成 30 年度）

（平成 26 年度）

各法	相談対応件数	審査請求件数	決定件数
健康保険法	136	37(9)	34
厚生年金保険法	155	260(86)	223
国民年金法	159	355(45)	306
合計	450	652(140)	563

（平成 27 年度）

各法	相談対応件数	審査請求件数	決定件数
健康保険法	66	36(3)	31
厚生年金保険法	128	266(37)	225
国民年金法	141	251(49)	228
合計	335	553(89)	484

（平成 28 年度）

各法	相談対応件数	審査請求件数	決定件数
健康保険法	86	28(5)	26
厚生年金保険法	147	199(41)	157
国民年金法	163	193(23)	173
合計	396	420(69)	356

（平成 29 年度）

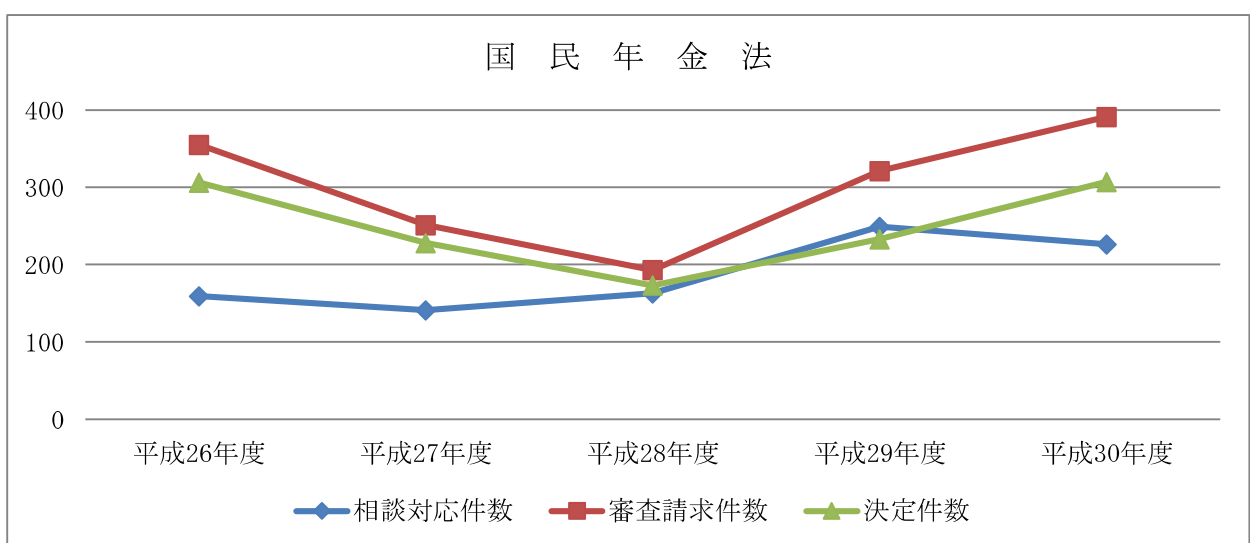
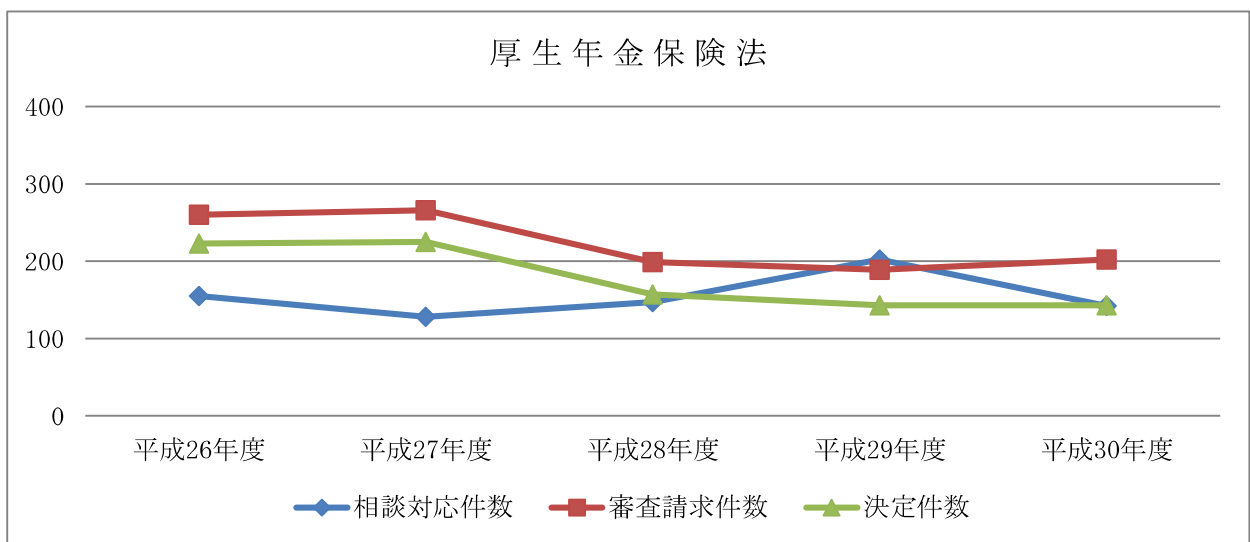
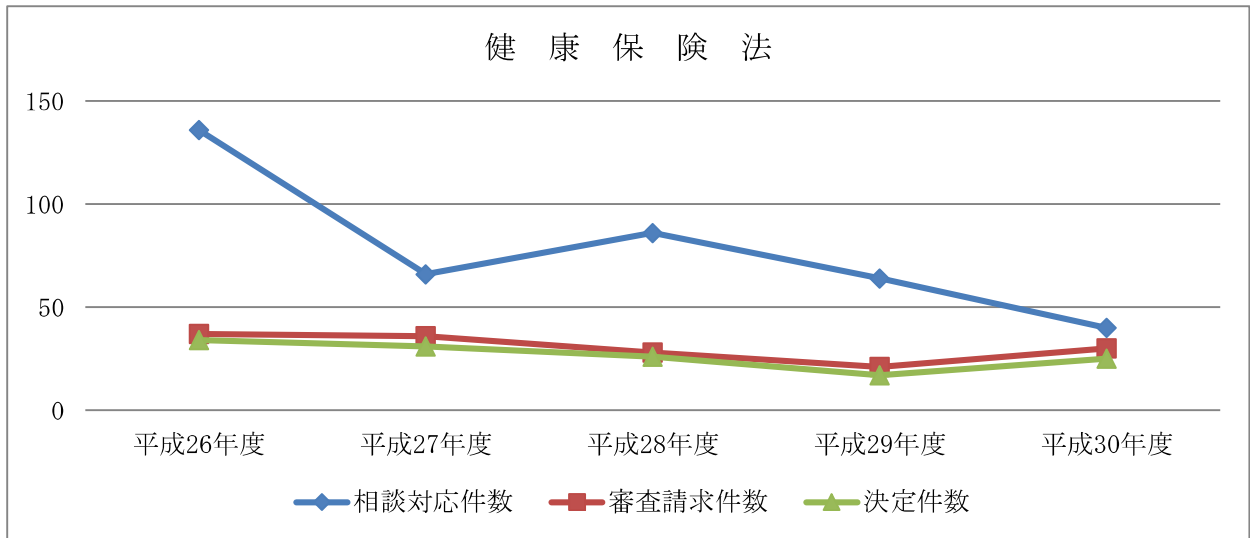
各法	相談対応件数	審査請求件数	決定件数
健康保険法	64	21(2)	17
厚生年金保険法	202	189(42)	143
国民年金法	249	321(20)	233
合計	515	531(64)	393

（平成 30 年度）

各法	相談対応件数	審査請求件数	決定件数
健康保険法	40	30(4)	25
厚生年金保険法	142	202(46)	149
国民年金法	226	391(88)	307
合計	408	623(138)	481

※ 審査請求件数欄の（ ）内は、前年度からの繰越件数分再掲

(各法ごとの推移)



XV 麻薬取締部

麻薬取締部は、国民が安心して生活できるように、薬物の不正流通や薬物乱用による保健衛生上の危害の防止を図るため、取締りと行政の両面から業務に取り組んでいます。

1 業務の概要

(1) 主な業務

- ア 薬物犯罪の捜査
- イ 薬物の鑑定や研究
- ウ 正規流通麻薬等の監督
- エ 薬物乱用防止啓発活動
- オ 再乱用防止対策

(2) 所管法律

- ア 麻薬及び向精神薬取締法
- イ 大麻取締法
- ウ あへん法
- エ 覚せい剤取締法
- オ 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（「麻薬特例法」）
- カ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律

2 管内薬物犯罪の状況と対策

(1) 全国及び東北管内における薬物犯罪の動向

平成 30 年の全国における全薬物事犯検挙者は 14,381 名に達し、ここ数年高い水準で推移しています。

東北管内の全薬物事犯検挙者は 417 名で全国の約 2.9 パーセントに当たり、東北管内は比較的薬物汚染度の低い地域です。

平成 30 年の全国における覚醒剤事犯検挙者は 10,063 名で、全薬物犯罪検挙者の約 70 パーセントになり、ここ数年 10,000 人を越え推移しています。

東北管内の覚醒剤事犯検挙者は 285 名で、全薬物事犯検挙者の約 68 パーセントを占め全国と同じ様態を示し、福島県 100 名を筆頭に、宮城県 87 名、青森県 37、岩手県、山形県、秋田県の順となっています。(グラフ 1)(グラフ 2)参照

平成 30 年の全国の覚醒剤押収量は、約 1.2 トンでした。

また、平成 30 年の全国における大麻事犯検挙者は 3,785 名（前年比 567 名増）に達し、平成 21 年をピークに平成 25 年まで減少していましたが、平成 26 年以降は一転して増加しています。

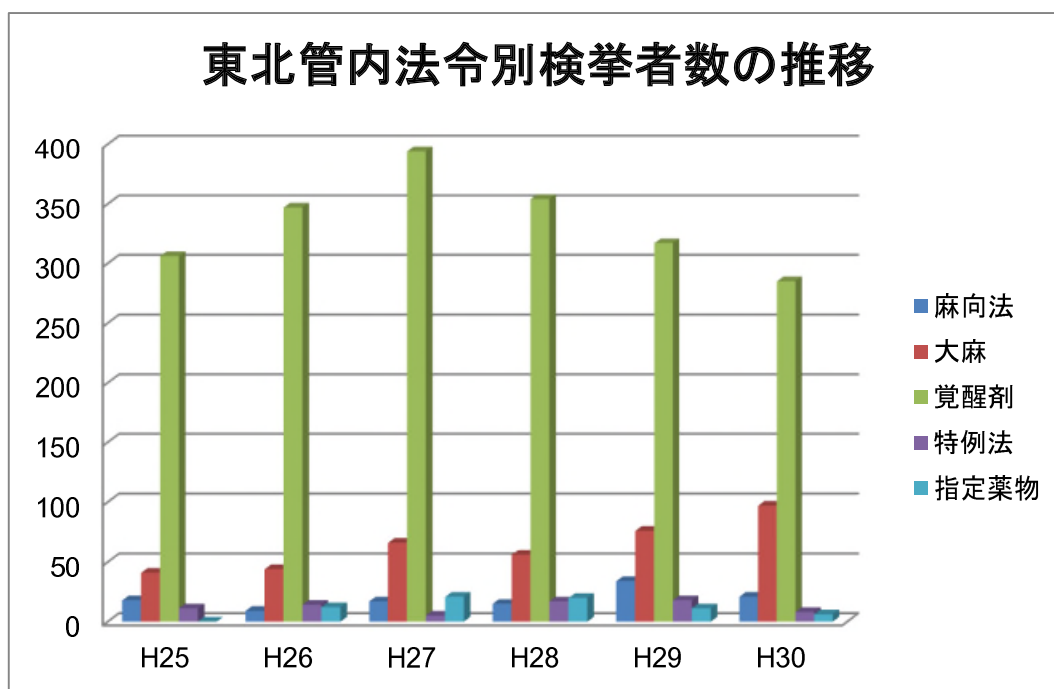
東北管内の大麻検挙者は、平成 29 年の 76 名から 97 名に増加し、管内の全薬物事犯検挙者の約 23 パーセントを占め、宮城県 48 名を筆頭に、青森県 19 名、福島県 13 名、岩手県、秋田県、山形県の順となっています。（グラフ 3）参照

平成 30 年の全国における乾燥大麻押収量は、約 341 キログラムでした。

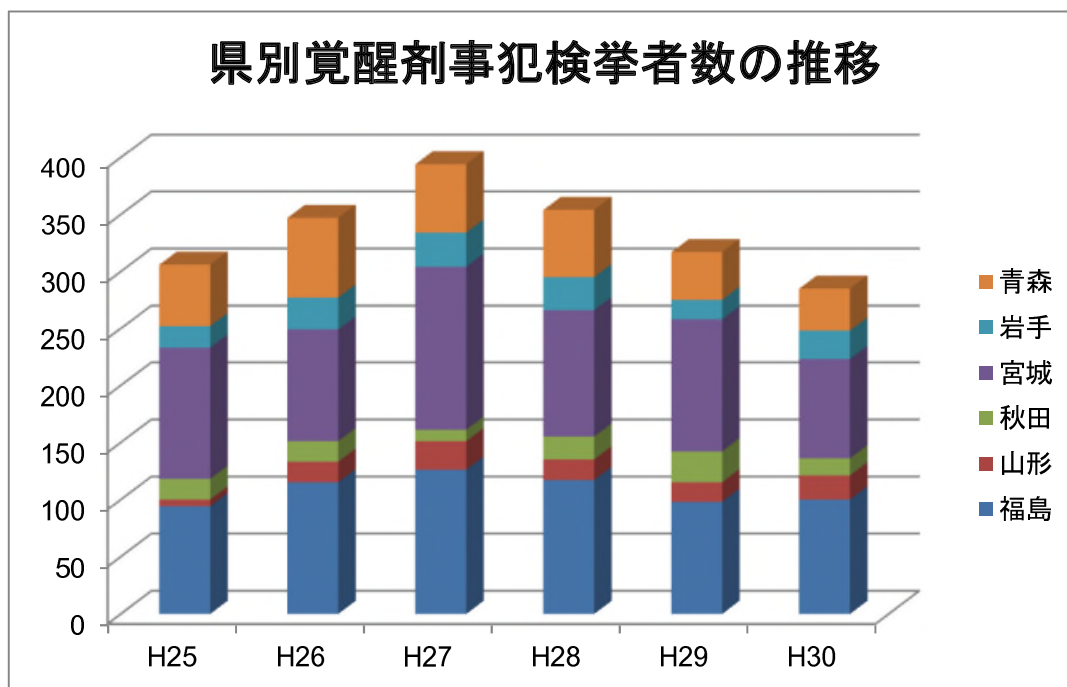
大麻事犯検挙者は、全体の 53 パーセントが 30 歳未満の者で、若年層への大麻浸透が認められ、東北管内でも同様に検挙者の約 52 パーセントが 30 歳未満の者でした。検挙者数も増加しているため、取締りと啓発活動を推進しています。

全国で店舗型の危険ドラッグ販売業者は根絶したものの、インターネットで危険ドラッグを販売しているサイトなどが散見され、国内のみならず海外に注文するなどして、指定薬物などが含有する商品を購入する者が後を絶たないため、継続してインターネットの監視、摘発をしています。

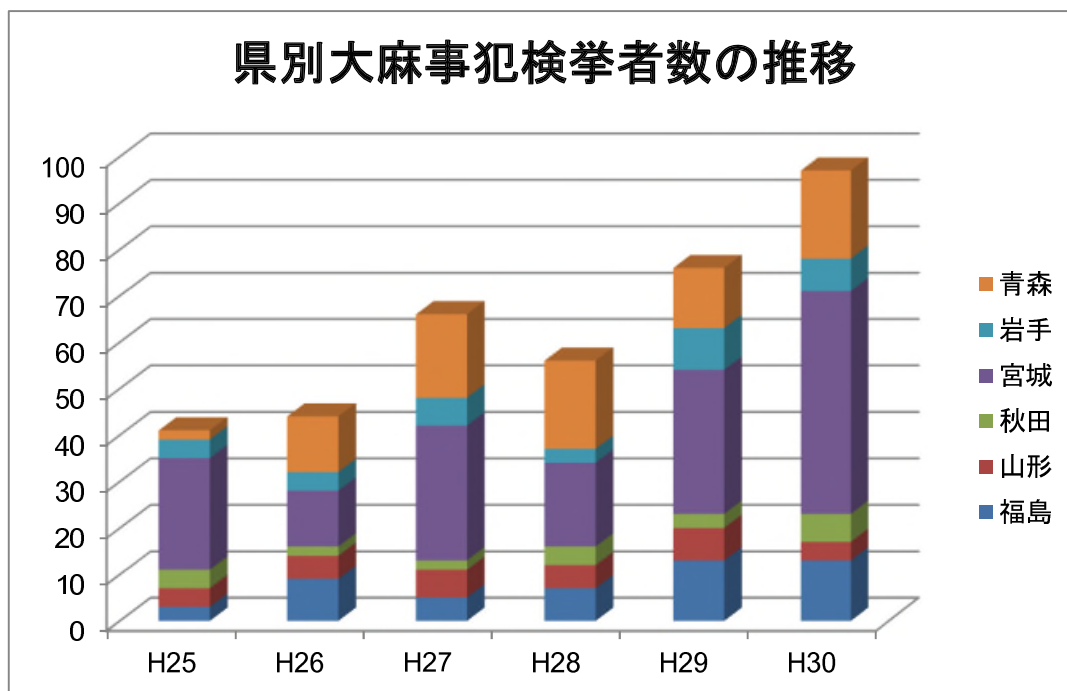
（グラフ 1）



(グラフ2)



(グラフ3)



(2) 東北管内における活動

ア 不正薬物の取締り

A 組織的犯罪の摘発

麻薬取締部では、警察、税関等の各捜査機関と情報共有を図り、大規模かつ広域的な薬物密輸組織等の摘発を継続的に進めています。

平成30年11月には、宮城県警察・横浜税関と合同捜査を実施し、米国からの小包郵便に隠匿された覚醒剤の密輸入事件を摘発しました。

B 大麻事犯の摘発

大麻事犯については、30歳未満の検挙者が多くを占め、若年層への大麻乱用が広がっています。

また、近年、大麻栽培事犯が多く見られることから、大麻種子の供給を阻止するため、平成30年5月にはインターネットを利用した大麻種子販売事件を摘発しました。

イ 危険ドラッグ（指定薬物）の現状

平成30年現在、東北管内を拠点としている店舗型の危険ドラッグ販売業者は、認知していません。危険ドラッグの海外からの流入防止については、税関等と連携し、水際対策を行っています。

ウ 医療事犯

宮城県内の病院に勤務する医師が麻薬施用者免許を受けずに麻薬を患者に施用した無免許麻薬施用事件について捜査し、平成31年2月、検察庁へ書類送致しました。

このような医療事犯が散見されていることから、平成30年は東北厚生局が主催する保険医療機関等指定更新時集団指導などの機会を利用し、医療従事者に対して講演を行って注意喚起しました。

3 鑑定

東北厚生局麻薬取締部では、公平・中立な立場を維持し、最新の分析機器を駆使して迅速で精度の高い鑑定試験を行うために、捜査とは独立した鑑定官を配置しています。

平成30年は、覚醒剤、大麻、麻薬、向精神薬、あへんに係る鑑定を行い、麻薬取締部のみならず、宮城県警察など関係機関からの鑑定囑託にも対応しています。

また、近年、大麻に含まれる精神作用成分を高濃度に濃縮した大麻製品や、輸入時に偽装又は規制外の物質に合成するため、保護基と呼ばれる化合物を覚醒剤に付加した「誘導体化メタンフェタミン」など多種多様な薬物が登場しており、このような物質に対する鑑定方法などについて、絶えず研究・検討を行っています。

4 関係機関との協力

東北厚生局麻薬取締部は、北海道厚生局麻薬取締部と合同で、「北海道・東北地区麻薬取締協議会」を毎年開催しています。この会議は、中央省庁（法務省、財務省、厚生労働省、警察庁、海上保安庁）からの担当職員の出席を得るとともに、管内の高等検察庁、地方検察庁、管区警察局、警察本部、税関、海上保安本部、入国管理局、北海道及び東北6県の薬務主管課、更には米国司法省麻薬取締局（DEA）、在日米空軍特別捜査局（AFOSI）、在日米海軍犯罪捜査局（NCIS）といった関係取締機関が一堂に会して、相互の協力関係を構築・強化することを目的として、取締上の問題点やその対策等について協議しています。

平成30年度は、北海道札幌市において同協議会を開催し、総勢約70名の取締機関職員が、国内外における薬物情勢を情報共有しました。

5 行政指導・監督

（1）許認可業務

麻薬等関係法令の目的・趣旨は、麻薬、覚醒剤、大麻等の規制薬物について、

- ・ その取扱いを一切禁止し、不正行為を徹底して取締り、その乱用による保健衛生上の危害防止を図ること
- ・ その一方で、規制薬物の有用性を最大限活用するため、医療、学術研究、産業に限定して「禁止の解除」を行い、流通経路を監視して不正流通の防止を図ることです。

麻薬取締部は、厚生労働大臣から地方厚生局長に権限を委任された許認可関係の事務などについて、申請の受付、調査、審査を行い免許証・許可書等を発給しています。

平成30年度の主な許認可件数	
免許関係	53件
許可関係	639件

（2）指導・監督

厚生労働大臣から免許を受けた管内の麻薬取扱業者等に対する立入検査のほか、管内各県薬務主管課や保健所と合同で、知事権限の免許区分に係る麻薬診療施設（病院、医院等）、麻薬研究施設、麻薬小売業者（薬局）に対する立入検査も実施し、不正流通がないよう指導・監督を行っています。

6 薬物乱用防止啓発活動

小学校から大学まで幅広く講師として麻薬取締官を派遣し、薬物乱用防止教室を通して、違法薬物に対する正しい知識の普及を行っているほか、「薬物乱用防止指導員講習会」においても講演し、地域の薬物乱用防止教室の講師を養成しています。また、「麻薬・覚せい剤乱用防止運動地区大会」などにおいても街頭にて啓発パンフレットやリーフレットを配布して広報活動をしています。

平成 30 年度講師派遣実績	
講師派遣回数	29 回
講演対象者	約 2,281 名（うち、就学生約 530 名）

7 再乱用防止対策

(1) 相談電話

昭和 61 年 10 月 1 日から全国の麻薬取締部に「麻薬・覚醒剤相談電話」を設置し、薬物問題に悩む薬物乱用者自身やその家族、知人などに対して広く相談の機会を設け、必要に応じて面談や助言を行っています。相談電話は匿名でも受け付けます。

「麻薬・覚醒剤相談電話」の番号は、

ふつーな(ら) こな なしなし
0 2 2 - 2 2 7 - 5 7 0 0

と語呂合わせにより覚えやすい番号となっています。

内容によっては、保健衛生上の危害を防止するため、迅速に捜査へ移行することもあります。

相談受理件数	
平成 29 年度	55 件
平成 30 年度	50 件

(2) 再乱用防止対策

薬物の乱用をやめようとした者に対する支援の一環として、面談やワークブックを用いた薬物乱用防止プログラムを実施しています。また、依存症治療をする医療機関や自助グループなどと連携して支援する試みも行っています。

(3) 薬物中毒対策連絡会議及び講習会

東北厚生局麻薬取締部は、北海道厚生局麻薬取締部と合同で「北海道・東北地区薬物中毒対策連絡会議」を毎年開催しています。この会議は、薬物依存症者の治療に携わる医療機関、取締機関、矯正保護施設などの関係機関が、地域における再乱用防止対策等について連携強化を図ることを目的として、協議・意見交換を行っています。平成30年度は、岩手県盛岡市において開催しました。

また、平成20年度から同会議の開催に併せて、「再乱用防止対策講習会」を開催しています。この講習会は、薬物依存症治療・研究の専門家などによる講義形式のもので、薬物問題に係る相談担当者のほか一般にも公開して、地域全体で再乱用防止に対する意識と知識の向上を図っています。

8 不正大麻・けし対策

我が国で乱用される薬物のほとんどは、海外からの不正ルートにより供給されています。しかし、大麻やけしは植物であり、栽培することによって国内で供給することが可能となるため、これらの植物の栽培については、次のような規制を設けています。

(1) 大麻

大麻取締法において、都道府県知事の免許を受けた「大麻取扱者」による栽培以外を禁止しています。

(2) ソムニフェルム種及びセティゲルム種のけし

あへん法において、厚生労働大臣の許可を受けた「けし栽培者」以外の者の栽培を禁止しています。

(3) ハカマオニゲシ、コカ、サイロシビン又はサイロシンを含有するキノコ

麻薬及び向精神薬取締法において、「麻薬原料植物」として規制し、都道府県知事の免許を受けた「麻薬研究者」が研究のため、厚生労働大臣の許可を受けて栽培する以外は禁止しています。

これらの植物の栽培に係る規定に違反すれば、麻薬などの違法薬物の密輸入、密造と同様に供給行為として厳しい罰則が科されます。

麻薬取締部では、不正栽培事犯について厳格な取締りを行う一方、違法な大麻・けしを管内地域から排除するため、栽培が違法な植物のパンフレットを配布して広報するとともに、管内各県職員や保健所の職員などと協力して、自生する大麻やけしの除去を行っています。

平成 30 年度除去実績	
大 麻	約 64,000 株
け し	約 12,000 株